

季刊

労働総研

クォーターリー

1997年冬季号

No.25

●日本の財政民主主義は再生できるか

内山 昭

特集 レギュレーションとは何であったのか

レギュレーション理論と日本の労働者

小泉 宏

レギュレーション理論一考

下山 房雄

レギュレーション学派と現代経済学

北原 勇

国際・国内動向

ILO第96号条約（有料職業紹介所に関する条約）改正問題 伍賀 一道

アメリカの雇用不安

仲野（菊池）組子

国際貧困根絶年——そして豊島区母子餓死事件を契機に

小川 政亮

いま沖縄は

嶺間 信一

書評

桜井徹著『ドイツ統一と公企業の民営化』

玉村 博巳

J・リフキン著『大失業時代』

加藤 佑治

労働総研クォーター

第25号 (1997年冬季号)



目次

●日本の財政民主主義は再生できるか……………	内山 昭	2
特 集●レギュラシオンとは何であったのか		
■レギュラシオン理論と日本の労働者……………	小泉 宏	11
■レギュラシオン理論一考……………	下山 房雄	19
■レギュラシオン学派と現代経済学……………	北原 勇	23
国際・国内動向		
■ILO第96号条約(有料職業紹介所に関する条約)改正問題……………	伍賀 一道	31
■アメリカの雇用不安……………	仲野(菊池)組子	33
—『ニューヨークタイムズ』の大特集より—		
■国際貧困根絶年—そして、豊島区母子餓死事件を契機に……………	小川 政亮	36
■いま沖縄は……………	嶺間 信一	39
討論のひろば●『季刊労働総研』No.24を読んで……………	金光 奎	42
書 評●桜井徹著『ドイツ統一と公企業の民営化』……………		
●J.リフキン著『大失業時代』……………	玉村 博巳	43
●加藤 佑治		44
新刊紹介●相沢与一著『社会保障の保険主義化と「公的介護保険」』 津田 光輝 ●『東京都福祉 48		
事業協会75年史』永岡 正巳 ●川口和子他著『私たちのめざす平等への道』池田 靖子		
●総目次(第21号～第24号)…………… 50		
●次号予告……………	41 ●編集後記……………	52

日本の財政民主主義は再生できるか

内山 昭

1 危機に瀕する日本の財政民主主義

財政民主主義、いいかえると政府および自治体財政の民主的あり方は、日本国憲法の原理の一つであり、国民一人一人にとってかけがえのない大切なものである。ここには二つの意味がこめられている。一つは国民財政主義ということ、つまり財政が国民全体の意志と利益にかなっていなければならないことである。もう一つは議会を財政に関する最高機関とし、唯一の議決機関とする議会中心財政主義である。この2点は、国民、議会（国会、自治体議会）、政府、官僚制という財政にかかわる4つの当事者中、国民と議会が優位になければならず、決して逆であってはならないことを示している¹⁾。

歴史的に財政民主主義は、人民が粘り強い闘いによって獲得したものとして市民革命以後の近代国家、とくに主権在民国家の普遍的原理となり、そのルールは通常憲法に明記されている²⁾。わが国の明治憲法では、第2の議会ルールは存在したものの、天皇主権のもとできわめて不十分であったが、現行憲法では上記2つの柱は明確で徹底したものになった。

（日本国憲法第83～91条）

周知のように、憲法の全体構造は国民主権、基本的人権の尊重、恒久平和主義、地方自治などを主要原理としている。だが多くの場合、それらに財源や経済的裏付けがなければ単なる建前や目標にとどまり、それらの実質を確保することはできない。だから、基本的人権と公正な社会的システムを経済的に支える役割を期待されている現代の財政において、財政民主主義はその法制的かつ実体的保障であるといえる。すなわち、市民革命期や19世紀の安価な政府の時期には「議会による政府の課税権の制限や予

算統制」に力点があったが、現代の財政においてはこれに加えて、財政活動の内容そのものを国民本位にすることが課題になっているということである。

しかしながら、わが国で予算や税制の変更が議会多数派の承認という手続きを経てはいるものの、議会制民主主義の空洞化と一体の関係で財政民主主義は著しく形骸化し、危機に瀕しているといわざるを得ない。それはたとえば、政府や政党の明白な公約違反があとを絶たないことに鋭くあらわれているが、消費税をめぐる一連の経過はその典型事例であろう。1986年の衆参両院の同日選挙の際、当時の中曽根内閣や与党の自民党は「大型間接税（現在の消費税）は導入しない」と公約し、たびたび言明していたにもかかわらず、選挙の勝利後ただちに導入の準備に着手し、「売上税法案」を国会に提出した。このときは野党や国民諸階層の強い反対運動で廃案を余儀なくされたものの、後継の竹下内閣は国政選挙でその是非を問うことなく「消費税の導入」を提案し、国会で強行可決、翌89年4月から実施した。さらに有力政党の一つであった社会党（当時）は、消費税の廃止、その税率引き上げ反対を公約としていたが、自民党中心の連立政権に参加し、党首の村山富市氏が首相に就任するや、公約を公然と放棄し、消費税の税率を3%から5%に引き上げる決定（94年11月）の一翼を担ったのである。このような問題は、財政民主主義のルール、手続きの蹂躪であるといえる。

またわが国の財政活動に色濃くつきまとってきた腐敗、非効率、官僚主義の弊害は財政の内容・実質が反国民的であることを意味する。この事態は1980年代後半のバブル経済以来、ゼネコン汚職、高級官僚の不祥事、金融機関の破綻や住専（住宅金融専門会社）の不良債権処理への公金（租税）投入問題な

どの頻発が示すようにとくに目立っている。これらは氷山の一角であるが、財政の多くの分野における反民主的内容は、政府・与党、官僚制、および特定業種の大企業群、これら三者間の癒着（いわゆる「政・官・業」の鉄のトライアングル）、官僚制の財政支配が深化し、地元への財政的な利益誘導型政治が横行する中で引き起こされている。ここでは財政にかかわる4つの当事者、主権者である国民、国会、政府、官僚制の間の関係において、法制上優位にある国会が必ずしも国民全体の意志や利益を財政運営に反映する機能を果たしていない。むしろ逆に、政府や議会の監督下で活動し、国民全体に奉仕するはずの官僚制が支配的な力をもち、高級官僚、支配的政党の幹部、主要業界の癒着の構造、いわゆる鉄の三角同盟が形成されて、財政はそれらの利益への奉仕を余儀なくされているのである。

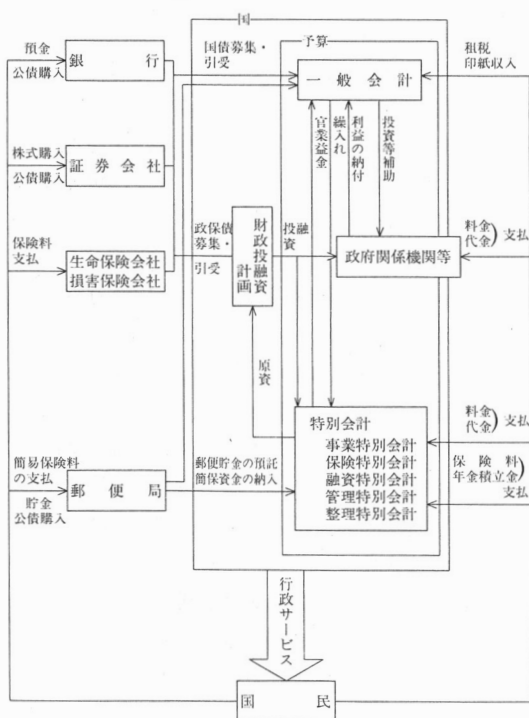
このような構造は膨大な浪費的支出や非効率を温

存し、深刻化する財政危機の原因と密接にかかわっているが、同時に日本の議会制および財政の民主主義の存立を脅かしているといわなければならない。

私たちがこの問題を考えるとき、眼前に横たわる一つの大きな困難について確認しておかねばならない。すなわち、現代の財政はきわめて肥大化し、その仕組みが複雑化して、いわば巨大なレバイアサン（複合怪獣）になっていることである。これは国民が財政の実態を知ること、その全体像への接近を妨げる障害になるとともに、官僚制による財政支配に強固な基盤を提供している。したがって、財政を名実ともに主権者である国民の手に取り戻そうという意志をもつ自立的市民や団体は、まずもって巨大なレバイアサンを前に、決して気後れしてはならない。

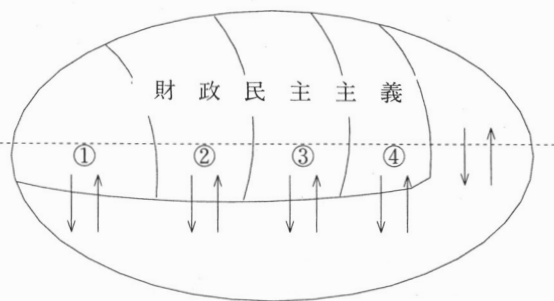
〔図1〕に見るように、わが国の財政活動は広範多岐にわたっているが、大きく分けると次の3つを主要な構成部分としている。

〔図1〕 財政の仕組み



〔図2〕 現代民主主義の概念図

政治的民主主義（議会制度を中核）



経済民主主義

- ①租税民主主義
- ②支出の民主主義
- ③公債の民主主義
- ④財投、政府機関、特殊法人の民主主義

（※自治体の財政民主主義は①～④と複雑な関係もつため、除外してある）

（出所）大蔵省調査企画課

『図説・日本の財政』平成8年版、53頁。

日本の財政民主主義は再生できるか

- 1) 租税と公債を主財源とする一般財政（政府の一般会計、諸特別会計）
96年度一般会計予算 75兆1049億円（うち中央政府が配分権限をもつ一般歳出 43兆1409億円、全体の57.5%、公債費は16兆3752億円、21.8%）
- 2) 財政投融资（郵便貯金、簡保資金などの国家資金を原資とする）、政府関係機関や特殊法人の財政
96年度財政投融资計画 49兆1247億円（うち国債引受けなどの資金運用事業、8兆1901億円、全体の17.5%）
- 3) 自治体財政（国との行財政関係をふくむ）
94年度都道府県歳出決算額、50兆1446億円
市町村歳出決算額、49兆1876億円

財政民主主義の危機、形骸化、弱体化は財政投融资や特殊法人、自治体財政の領域におよぶ財政活動の全体を覆っている。自治体の財政活動は身近な国民生活と密接にかかわっており、現代財政の基礎的部分をなしている。それは国民生活を守り豊かにする諸条件の整備を任務とし、また財政全体の民主化の程度を左右するほどの重要性をもつ。自治体財政民主主義にはそれ自身に固有の問題があり、中央政府との行財政関係を含めて論じられなければならない。しかも現在の自治体財政は政府の強いコントロールと制約の下にある。したがって小稿では、わが国財政の中核に位置する政府の一般会計に焦点をあてて、財政民主主義の現状と課題を検討することとし、財政投融资や自治体財政に関しては必要な限りで言及することにしたい。

2. 財政民主主義の現代的 8 原則

前節で述べたことからわかるように、財政民主主義は政治的＝議会制民主主義と表裏一体の関係にある。またそれが人権や公正な社会システムを経済的に支える役割を担っていることから経済民主主義の重要な一部であり、さらに家族や男女関係など社会生活の民主主義とも深くかかわっている。[図 2]はこれらの関係を簡単に図示したものである³⁾。

財政民主主義はもともと「国民議会による租税協賛、予算決算の承認」という財政運営の民主的ルールという側面が強かったといえる。ところが資本主

義の発展にともなう、貧富の格差が拡大し、社会問題が激しくなる中で、20世紀の初頭から1920年代にかけて生存権の確立が憲法上の合意となってくる。他方で第1次大戦後に、G.D.H. コールが警告していたように、議会制したがって財政の民主主義が中央集権的な行政国家＝官僚制に支配される傾向が強まる。(Cole, G.D.H., *The Future of Local Government*, 1921) このような背景の下に現代になるにつれて生存権を経済的に保障し、税制、予算の内容自体を国民全体の利益に沿うものにする、さらに浪費や非効率の除去が財政民主主義の課題の前面に登場してきたのである⁴⁾。

憲法の原理として明文化されている歴史的な成果と、さらに現在私たちに取り組みが求められている国内的国際的課題をふまえると、財政民主主義の現代的諸原則は手続き・ルールの3原則、および内容・実質の5原則の計8つにまとめられる。ここで強調しておきたいのは、ルールと内容という両面が不可分一体の関係だということである。つまり政府、政党、議会が公約に対してどのような態度をとっているかということに、国民が十分な関心を払い、しっかり監視していくことは、財政の内容を国民全体の意志と利益にかなうように変えることにつながる。私たちはこれらの原則に照らして財政民主主義の現状を評価し、その回復・再生にとっての課題を具体的に提示しなければならないのである。

まず、手続き・ルール面の原則は次の3つある。

- 1) 財政処理の議会優位と国民の多数意志尊重の原則（憲法第7章、第83～91条）

これは、憲法が定めている国民財政主義と国会中心財政主義を体现する原則である。政党、国会議員と国民との関係が地元や業界への利益誘導で結ばれるのではなく、選挙での公約や公表した政策で結合するように変えていく必要がある。政党や議員は整合性があり、実現可能な政策を提案する責任があるし、国民の諸階層や団体の側は権利にもとづいた正当な根拠のある要求を提出するとともに、政策の理解力、判断力を高める不断の努力が求められるということである。

- 2) 財政全般の情報公開と説明責任 (account-ability) の原則

自治体の一部にはすでに積極的な情報公開条例が制定（96年10月までにすべての都道府県、市町村は289自治体、全体の8.9%）されているが、国レベルの情報公開法はまだ制定されていない。財政情報に関してはその開示だけでは不十分であり、「説明責任の原則」を具体化する手法とシステムの開発が不可欠である。というのは現在の財政活動は多岐にわたり、その規模が肥大化しているだけでなく、その仕組みがひどく複雑化しているために、専門的知識なしに実情を把握することが難しいからである。したがって財政情報の公開は、多くの場所で多くの人々が理解しやすい形で行う必要がある。さらに行財政の広報担当者が各地で直接説明するほか、各省、各地方局単位で行政機関から独立した財政の解説のできるオンブズマン的制度の創設を図るのである。

3) 財政過程への参加と直接請求の原則

財政過程への参加は利益団体、圧力団体が族議員や特定の関係のある政治家を介して行うのではなく、公式公開のルートで道理ある根拠を示しつつ、社会的な共感と支持を得る努力の下に行うべきものである。

次に内容・実績に関する5原則について、そのポイント、焦点を簡単に述べる。ここでは政党や人々の間で重点や保障の範囲について差異があり得るが、それは政策論争を通じて合意形成を行う努力が求められることになる。

4) 公正と効率の原則および両者の統一的追求の原則

政府の経済や国民生活に対する影響力が著しく増大し、租税や社会保障負担が高い水準になっている現在、「市場の失敗」と「政府の失敗」の同時的打開が経済政策の焦点となっている。つまり政府は、公正＝所得分配の不平等は正だけでなく、効率＝市場原理の活用を両者を同時に追求しなければならないのである。公正と効率はトレード・オフ（二律背反）の関係にあることが多い。しかし一方で公正追求と効率追求の分野を合理的な基準で仕分けし、他方で福祉や教育の分野では社会的セクター（非営利団体、協同組合など、一部は公的責任があり、一部は市場原理を活用するセクター）の設定によって、両者を統一的に追求できる手法とシステムをつくり出すと

いうことである。

5) 生存権・生活権の最大限追求の原則（憲法第25条）

これまでの社会権的生存権、教育権は、国民の国家に対する給付請求権という意味合いが強く、給付、サービスの提供に関する意志決定は政府が行い、決定過程への国民の参加や選択の自由はきわめて限られていたといえる。つまり政府が「与える福祉」「与える医療」「与える教育」であった。しかしそれだけでは全く不十分であって、生存権、教育権に自由権的な要素、具体的には医療におけるインフォームド・コンセント（説明をうけ自己決定する権利）、施設福祉か在宅福祉かを選択する権利（どちらを選択しても不利にならない条件整備が前提）、教育における知る権利などを不可分の構成部分として追加しなければならないのである。これを現実のものとするために、財政は最大限その経済的保障と施設条件の整備を行うということである。

6) 地方自治（地方分権）の財政的保障の原則（憲法第8章、第92～95条）

地方自治の本旨は第2次大戦後、憲法に明記され、日本国家の不動の原則となったが、大量の機関委任事務や財源のコントロールなど政府の行財政措置を通じて強い制約をうけてきた。しかし90年代に入って地方分権推進法（1995年）が制定され、抜本的改革案が検討中である。この背景には経済のグローバル化とポスト福祉国家に対応して、国家活動全体を見直す動きがあり、地方分権はその一環である。一方では効率化の過度の重視を克服し、他方では地域間の経済力、財政力の不均衡、農業、森林などの自然環境保全の財源確保の問題を解決しながら、自治の実体化を可能にする税財政システムの構築が求められている。

7) 平和主義と平等互惠の国際協力の原則（憲法第2章戦争の放棄、第9条）

防衛費、国防費のあり方は国の外交政策、国防政策に規定されるとはいえ、わが国では両者とも憲法第9条に照らして違反ないし大きく逸脱している。沖縄のそれをはじめとする米軍基地の存在とそれに要する財政負担についても同様である。加えて軍事関係の負担は経済や国民生活に対する負の経費であ

日本の財政民主主義は再生できるか

るにもかかわらず、現在の防衛費（96年度予算 4 兆 8455億円、後年度負担 3 兆440億円）は大きくなりすぎている。当面の対応としては、その大幅な削減・縮小計画と配分基準の策定を進めることである。

ODA（政府開発援助）や借款を中心とする国際協力財政には、使途の不明瞭性、必ずしも現地の意向に沿っていないこと、軍事独裁政権のテコ入れや日本の多国籍企業のインフラ整備に利用されているといった問題がある。これらを解消・是正するシステムや配分基準の改善を図るとともに、技術者、教師、医師の派遣など人的協力を格段に強化する必要がある。日本の経済力からみて、非軍事的平和的な国際貢献であるODA（96年度 1 兆1452億円）、借款の規模はさらに拡大すべきであり、防衛費の削減と一体的に行えば決して困難ではない。日本の経済力が多くの発展途上国との相互依存関係に支えられていることをふまえれば、それは政府と国民の責務だと考えられる。

8) 環境権の尊重、地球環境保全責任の原則

この原則は環境に対する国内および国際的責務と両者の不可分性を表している。そのポイントは政府が国民の環境権を尊重して自然的社会的な環境保全の増進につとめるべきであること、政府と企業、国民がそれぞれ地球全体の環境保全に対する責任があり、財政的人的に積極的貢献をしなければならないことにある。すでに国際的には、環境保全型の税財政システムの構築が課題となっている。わが国ではまだ立ち遅れている排ガスの総量規制や、環境保全とその財源手段としてヨーロッパで実施されている環境税（炭素税、排出税など）導入をまず実現すべきであろう。

3. 情報公開を財政民主化の武器に

財政民主主義の現代的 8 原則が肥大化した財政活動と複雑化した仕組みや機関の全体に徹底されねばならないことは当然である。これは決して容易ではないが、歳出に関して次の 3 点に手がかりを求めたい。ひとつは財政情報の開示と説明責任の実質化、第 2 に特定者の利益となる財政支出、浪費的および非効率な支出の洗い出しと排除、第 3 に国民諸階層の要求の財政的裏付けをもった政策化である。この

3 点は財政民主主義のトライアングル（三角形）と呼ぶことができ、私たちがさまざまな財政問題に取り組むさいにふまえるべき足場である。

この観点から財政の中核である一般会計の歳出民主化に接近してみよう。財政情報の開示は税財政当局がその一部分を行ってきたかに見えるが、それは増税、消費税導入、福祉見直しなどに国民の理解を求め、あるいは反対運動を弱めるねらいをもったキャンペーンの性格がきわめて強い。したがって当局の主張を正当化するための情報がとくに流布される反面、公共事業や補助金、防衛費、税制税務の実態を明らかにする資料・情報の入手は法律不在と守秘義務の壁に阻まれて著しく困難であった。

情報公開法制定の検討を行ってきた政府の行政改革委員会行政情報公開部会は、1996年11月に最終報告と同法案要綱をまとめ、公表した。同法案に対して不開示情報の範囲が広すぎるなどの欠陥が指摘されているが、全体として評価できる内容となっている。同法の成立は、96年10月の衆院総選挙で各政党が公約したはずであるにもかかわらず、早くも97年初めの通常国会への法案提出が危ぶまれており、98年国会への提出延期、利用は2000年以降に遅れかねない情勢である。

関係法との調整に時間がかかるというのがその表向きの理由であるが、行政機関＝官僚制に強い抵抗があり、これをうけて政府と議会第一党の自民党が消極的であるのが本当の理由と見られる。情報公開制度の実施が遅れることになれば、行政改革の断行や財政民主主義の前進にとってまことに重大な事態である。法律の整備・調整に二段階方式の活用（1962年の行政不服審査法の場合、本体の法律を先に提出、成立させ、時間をおいて関連法案を整備する方式）などの工夫をすれば、97年度中の制定、利用は可能であり、議会は最大の努力をすべきであるし、国民的運動の発展を切望しておきたい。

内容が骨抜きされない情報公開制度と実際の活用が財政の透明化、財政民主主義の徹底にどれほど威力を発揮するか、それは自治体の例で明らかである。カラ出張や架空領収書といった公金の不正支出、市民的常識からはるかにはずれた官々接待費（公務員が他の行政機関の公務員を接待）や食糧費（飲食費）

といった不透明な支出は、その摘発がしやすくなるし、事実上できなくなっていくであろう。

96年度予算の住専の不良債権処理への公金投入（緊急金融安定化資金、6850億円）はその根拠に乏しく、野党や国民大多數の反対をうけた。実際の支出はまだ流動的であるが、これは第1次分で、さらに第2次の不良債権処理に1兆2～3000億円以上の公的資金の投入が想定されていた。2兆円という金額になれば、消費税1%分にあたる大きさである。

公金投入の不当性に加えて問題なのは、主管省の大蔵省当局が住専や金融機関、および関連する情報を独占し、少数の幹部が密室で政策決定を行ったことである。住専の経営危機が5年も前からであったにもかかわらず、大蔵省当局はこれを先送りして事態を悪化させたことも、国会審議の中でようやく国民の前に明らかになった。つまり国会や国民にたいして十分な情報をすみやかに開示することははじめから考慮外であり、不当な公金投入に安易に依存する道が準備されていたといっても過言ではないのである。情報公開制度が名実ともに整備されていけば、密室での政策決定は許されなくなるし、説得と納得によって行政や財政を運営せざるをえなくなる。

さらに重視したいのは、この制度が行政機関＝官僚制と企業・業界との関係を透明にするテコになり得ることである。行政が企業や業界団体から提供を受けた情報は公開の対象となるから、そのさい行政当局は入手の目的、利用の方法、開示請求があった場合の扱いなどを相手方に説明し、納得させる必要がある。企業や業界の側も、行政機関との関係について正当な理由の明示を迫られることになる。

住専処理への公費投入問題の根底には、監督官庁である大蔵省と金融業界との強い癒着の構造があった。大蔵省は金融・証券行政や金融、証券機関の監督で多大の便宜をはかる一方、これらの機関は高級官僚に天下りのポストを用意してきたのである。そしてもう一つの極では、政治家と少くない個別業界が、政治献金＝企業・団体献金を介して固く結合する。つまり族議員と呼ばれるように、与党の有力議員、政府の高官やその経験者が特定業界と一体的となり、政・官・業（財）の癒着構造（鉄の三角形）を形成していたのである。その典型的なものは金

融・証券、建設、運輸・通信、電力、自動車、石油化学、兵器産業などの各業界である。

この構造こそ、巨額の公共事業費や防衛費、財投機関からの政府機関によって、財政活動を特定の企業や業界の利益に奉仕させ、不当な財政支出や腐敗、浪費的で非効率な財政支出を不可避とする根源となっている。この癒着構造を打破するためには、まずもって企業・団体献金の廃止、高級官僚の天下り禁止が不可欠であるが、これらとともに情報公開と説明責任の実質化が省庁（官）と所管下の業界（業）の癒着を断ち切る強力な武器になりうるのである。

現在の大蔵省は財政と金融に関する権限を過度に集中し、政・官・業癒着の構造の要の位置にある。したがって財政金融の民主化と癒着の構造の打破にとって、大蔵省の再編・縮小は避けて通れない課題である。とくに財政と金融行政をそれぞれ独立した機関に分担所管させるとともに、日本銀行の政府・大蔵省からの独立性を高める措置がとられるべきである。

国民の要求の財政的裏付けをもった政策化、とりわけ福祉、教育の分野におけるそれは財政民主主義のトライアングルにおける第3のポイントである。日本はすでに少子高齢社会に到達して（1994年に高齢化率が14%を超える）、多様な未解決の問題に直面し、他方では成熟社会を迎えて、教育は学校教育だけでなく、すべての年齢階層を対象とする社会教育、生涯教育を大きな柱とするに至っている。これらへの対処にあたって国、自治体の財政当局において、また要求を提出する国民の側も公正と効率といういずれの原則にも耐えられる政策を示さなければならない。公正を強調すれば効率が損なわれがちであるし、効率の過度の重視は公正を損なうからである。

このトレードオフを解決し得る唯一の方途は公共部門、市場部門とは明確に区別される第3の社会的部門（一部は公共性を認めて公費負担を行い、一部は料金制度など市場原理を活用する部門）の設定であり、福祉、教育の分野は全体として社会的部門に位置づけることである。この考え方は1970年代以降のヨーロッパを中心に福祉国家の限界を克服する方向として支配的になりつつある⁵⁾。わが国では池上惇氏の研究（同氏著「福祉と共同の思想」1989、「財

日本の財政民主主義は再生できるか

政学」1990、など）などが先駆的であったが、公私立を問わず非営利団体や協同組織の活用が市場と国家の失敗を同時に解決する政策理論として評価され、大きな潮流を形成している。

日本では福祉、教育、保健医療、文化の領域で国公立、私立の組織・施設という区別があり、一定の範囲で同一の基準で運営されている。しかしたとえば、保育所に公立、私立、無認可の各保育所、託児所といった分類があり、設備、サービス、利用者の料金水準、そこで働く人々の労働条件や給与において大きな差異のあることが多い。官民格差の是正というと、公立の料金水準を引上げて、私立のそれに近づけるという手法がとられがちであるが、必要なのは逆に政府と自治体の財政負担で格差を解消し、社会的サービス全体の水準を向上させ、この分野で働く人々の労働条件や給与を改善することでなければならない。各施設の運営・経営の自主性を尊重して効率を追求しつつ、十分な公費負担によって公正を確保しようというのが社会的部門の理論の核心であるといえる。

現在論争中の公的介護保障については、どのレベルの行政単位を主体とするか、介護手当の支給方式など未解決の論点についての合意形成と、整合性のあるシステムのプランが求められているが、その基本は上述の方向だと考えるのである。

4. 租税と公債の民主主義の焦点

議会の租税協賛権は憲法上、租税法律主義(84条)として規定され、政府の課税権行使は議会が決定する法律にもとづかねばならない。これは国民が課税の方法＝租税の種類と税額に同意する形式であり、国民の租税同意権を基礎としている。租税民主主義のこの核心は、財政民主主義の原風景である。

96年10月の総選挙において、消費税（正しくは消費型付加価値税）の3%から5%への税率引き上げ問題は一大争点であった。これが97年4月から実施されれば、国民生活、とくに低所得者や社会的弱者と呼ばれる人々に痛撃を与えるからであるが、選挙中の多くの政党やその候補者の消費税、税制にたいする公約、態度が誠実であったとは決していえない。租税についての政党、候補者の公約は最も重要な政

策の一つであるにもかかわらず、少なくない候補者や政党幹部までが自己の所属する政党の公約と異なる主張を公然と行っていた。

国会議員、政党が選挙後も公約に誠実でなければならないことは民主主義と政党政治の初歩である。国民の側は選挙後こそ監視をゆるめてはならないが、議会と国民の関係を律するこのルールを抜きにして、国民が納得できる民主的で公正な税制をつくることはできないのであり、この重要性を重ねて強調しておきたい。

消費税の税率引き上げをやめさせる場合、当然のことながら代替財源の確保や財政再建の具体的プランを提示する必要がある。私は近刊の『会社主義と税制改革』(96年3月、大月書店)という著作において、大会社や高所得層の法人税、所得税が表面上の税率とはちがって実質的にも名目的にも低いことを明らかにした。そして担税力が最も大きいところで税負担が低いことを確認し、所得税・法人税基幹主義という代替戦略に基づく税制改革を断行すれば、3兆円以上(1993年ベース)の財源確保が可能であることを示した。(表1、2、3、および詳しくは拙著参照)

次に財政危機の重大化をあらわしている公債問題について、財政民主主義とのかかわりでその焦点を指摘しておきたい。現在一般会計の公債発行額は21兆円(96年度当初予算、うち特例公債12兆円)、公債依存度28.0%、公債残高241兆円(96年度末、うち特例公債77兆円)と巨額に達する。これにともなって国債費負担(元利払い)は16.4兆円(同、うち利子支払11.7兆円)におよび、歳出全体の21.8%も占めている。さらに特殊法人などの債務が約43兆円、地方債残高100兆円以上があり、国地方あわせて400兆円に迫る公債の累積である。

公債問題ないし財政危機の原因は、歳出と税制の全体構造に根ざしている。たしかにこれまで、公共投資など浪費的な歳出構造にメスをいれる(いわゆる行政改革)ことができれば、深刻度はかなり緩和されたといえる。だが、これには限度があることも事実であり、税制面の対応が困難であったことがもうひとつの大きな要因である。つまり、消費税や所得税による大衆課税の強化には国民の強い抵抗があ

り、他方大企業や高所得層の負担引き上げにも政治的抵抗を排除できず、税制の対応を先送りしてきたのである。

財政法第4条は経常費にあてる赤字国債の発行を禁止し、主として公共事業費にあてる建設国債の発行だけを認めている。したがって赤字国債の発行は特例法の制定によらねばならないが、その累積が96年度末に77兆円にも達する。坂野光俊氏は最近、なぜ特例公債の発行を余儀なくされ、これほど累積したのか、また4条の公債発行の歯止めをどう考えるかについて注目すべき研究を行っている。(同氏論文「財政赤字・公債依存度の限界」、「第6回・財政理論研究会報告集」96年10月)

建設公債の対象経費となる公共事業は予算総則に明記されるが、坂野氏によるとその範囲が広すぎることで、そして好況のさいにも限度額近くまで発行されるので、不況期に収収不足を建設公債だけでは賄いきれず、特例公債への依存が不可避となる。そして、この悪循環がつづく限り、公債問題の解決はできないというのである。所得税や法人税中心の税制では、景気変動にともなう収収の変動は避けられないから、建設公債に一定依存することには根拠がある。財政法4条の趣旨は赤字公債の発行禁止にその歯止めを求めるということであるから、不況期に赤字公債が不要となるように建設公債の発行にも節度が求められるのである。

もう1点、公債の諸問題のうち巨額の利子支払のもつ非民主性にふれる。それは95年度11.2兆円、96年度11.7兆円にものぼるが、大口の国債保有者である銀行、金融機関、証券会社、高所得層が利払いの相当部分を受け取っている。財政の本来の機能は所得の再分配であるのに、公債の利払いはよりおおきな所得や資産を有するところに所得の移転、すなわち逆再分配を行うのである。巨額の公債費負担、とくに利子負担は財政の圧迫要因であり、国民の要求の予算化を阻害しているから、負担を軽減する方法と規模についての合意形成を急がねばならない。

日本における財政民主主義の理解は従来、政府や官僚制に対する課税権の制限、財政が特定者への利益に奉仕することへの批判に重点をおいてきたから

【表1】年2000万円以上の所得者(1993年)

区 分	平均年齢	平均勤続年数	所得者数	平均所得	所得総額(Y)	納税額(T)	T/Y
(1) 給与所得者							
年2,000万円以上給与所得者(A)	55.3	21.5	150,052	2,811	41,516	11,913	28.7
うち大会社(B) (資本金10億円以上)	57.4	26.8	24,363	2,734	6,661	—	—
(B)のうち役員(C)	59.8	26.8	16,825	2,908	4,892	—	—
所得税納税者数全体(D)	41.9	11.3	38,357	452	1,871,080	121,003	6.5
A/D	—	—	0.39%	6.2倍	2.2%	9.8%	—
(2) 申告所得者							
年2,000万円以上～3,000万円以下	—	—	146,251	2,417	35,352	10,049	28.4
3,000万円以上～5,000万円以下	—	—	83,726	3,768	31,550	10,339	32.8
5,000万円以上	—	—	54,646	10,967	59,926	16,730	27.9
小計	—	—	284,623	4,456	126,829	37,118	29.3
申告所得者(所得なしをのぞく)	—	—	8,428	569	179,193	75,585	15.7

(注) (1)1年を通じて勤務した給与所得者、(2)営業所得者、農業所得者、その他事業所得者・その他所得者から成る。
(出所) 国税庁企画課編「税務統計から見た民間給与の実態」(1994年9月)同「税務統計から見た申告所得税の実態」(1995年3月)各平成5年分より作成。

【表2】利益計上会社の法人税負担率(1993年)

資本金階級	会社数	所得額(A) (構成比)	法人税(B) (構成比)	負担率
100万円未満	40,626	5,648 (1.6%)	955 (0.8%)	16.9
100万円以上～1,000万円未満	557,085	32,735 (9.0)	10,459 (8.8)	32.0
1,000万円以上～5,000万円未満	318,779	73,700 (20.2)	25,347 (21.2)	34.4
5,000万円以上～1億円未満	23,380	24,258 (6.67)	8,581 (7.2)	35.4
1億円以上～5億円未満	14,046	39,607 (10.9)	14,305 (12.0)	36.1
5億円以上～10億円未満	1,322	9,186 (2.5)	3,345 (2.8)	36.4
10億円以上～50億円未満	2,186	31,530 (8.7)	11,239 (9.4)	35.6
50億円以上～100億円未満	484	17,638 (4.8)	6,031 (5.0)	34.2
100億円以上	732	129,771 (35.6)	39,210 (32.8)	30.2
合 計	958,040	364,077	119,476	32.8

(出所) 国税庁企画課「平成5年分・税務統計から見た法人企業の実態」(1994年11月)より作成。

【表3】改革による法人税増収試算 1993年ベース

(1)貸倒、賞与、退職給与の各引当金の圧縮	4131億円
(2)7つの主な準備金の廃止	858億円
(3)営業権取得費への課税見直し	630億円
(4)受取配当の益金不算入制度の廃止	1680億円
(5)外国税額控除の1/2圧縮	2630億円
小計 (1)～(5)の計	9929億円…A ₁
(うち巨大大会社分A×70%)	6950億円…A ₂
(6)交際費課税の強化	7917億円
(7)福利厚生費への差別的特別税	3376億円
小計 (6)～(7)の計	1兆1293億円…B ₁
(うち巨大大会社分1866億円+1013億円)	2879億円…B ₂
(8)合計 (A ₁ +B ₁)	2兆1222億円
(うち巨大大会社分A ₂ +B ₂)	9829億円
(9)法人三税増収見直し (A ₁ × $\frac{0.4998}{0.3348}$ +B ₁)	2兆7562億円
(うち巨大大会社分A ₂ × $\frac{0.4998}{0.3348}$ +B ₂)	1兆3708億円

日本の財政民主主義は再生できるか

いがある。この意味は小さくないとはいえ、わが国の歴史的事情が反映されている。しかし財政民主主義は、課税や予算の透明性を確保して、財政を国民全体の意思と利益にかなうように運営し、あるいはそのような政府を樹立するための保障、システムに他ならない。私たちがそれを十分活用しているとはいえないが、地道な運動の積み重ねは、それを生かす力を私たちのうちに蓄積していくであろう。

(注)

- 1) たとえば、日本財政学会編『財政民主主義』(1994年)参照。
- 2) 最近公刊された中谷武雄『スミス経済学の国家と財政』(1996年)は、財政民主主義の理論史に関する研究をテーマの一つとしている。
- 3) 池上惇『財政学—現代財政システムの総合的解明』(1990年)は、民主主義の観点から財政学の再構成を試みた研究である。
- 4) C.ジュリアン『崩れゆく民主国家』(1972年、天野恒雄訳)は、財政民主主義を国際的視野で検討している。
- 5) これに関するまとまった研究としてはJ.ドウフルニ、J.L.モンソン編『社会的経済—近未来の社会経済システム』(1995年、富沢賢治他訳)がある。

(九州国際大学教授)

シンポジウム開催
雇用破壊・賃金破壊と
ナショナルミニマム
労働組合の役割

全労連・労働総研
1995.10.28~29

1995年10月28～29日
全労連・労働総研共催シンポジウム
雇用破壊・賃金破壊とナショナルミニマム
——労働組合の役割——
B 5 版 24頁 (発言全収録)
頒価 1500円 (送料ふくむ)
申込み 労働総研

読者のひろば

毎号なんとか読みつづけています。最近気になっているのですが、各労働組合の提案書から国際情勢の項がなくなってきました。国際情勢といっても難しいので余りさわらないのかとも思います。

そこで定期大会が行れる頃、夏季号にでも労働運動を中心とした国際情勢をのせていただけたらと思います。

(越村邦好／石川県・会社員)

96年秋季号の「都銀『リストラ』と金融労働者」の論文を興味深く読みました。資本主義経済の牙城でも労働者の意識は驚くほど変化しているのですね。『日経』を読んでいましたが、労働運動や労働者の状態を報道する記事がほとんどないことに物足りなさを感じて、『季刊労働総研』のような雑誌を求めています。

(匿名希望／東京都・学生)

特集／レギュラシオンとは何であったのか

レギュラシオン理論と日本の労働者

小泉 宏

はしがき

日本の労働者からみて「レギュラシオン理論」とは何だったのか？ ということ、この企画に応えるかたちで、今あらためて考えてみることにしたい。比較的はやい頃、ネオ・マルクス主義との関連で、この説に関心をもって批判してきたものとして、ここでいくつかの補足の議論として、第1にレギュラシオン理論の出生をフランスの近代史の中からさぐることを試み、第2にレギュラシオンの元祖にあたるアグリエッタの資本主義論を検討する。そして第3として、わが国への紹介と普及の経緯をふりかえる。第4は、労働組合の運動にかかわる主な問題点としての、この派のキーワードのいくつか、「フォーティズム」（トヨティズム）、「勤労者社会」、「ラポール・サラリアル」などをとりあげる。最後に、それらの問題状況について、すこし考察して、むすびにかえたい。

ただし、こまかい理論内容に、あれこれかかずらう余裕をもたないので、この点は必要と思われる範囲の検討にとどめることにしたい。ここでは、さしあたり大所高所からの議論が適当だろうと思われる。

1. 出生の歴史的な背景をさぐる

レギュラシオン理論なるものは、1970年代の中頃にフランスで生まれた新論である（それでも、もう20年も経過しているわけだ）。まさにフランス産の刻印をもった経済論（いわゆるポリチカルエコノミー）だということを最初に確認しておきたい。

出生の事情は、すでに知られているようにレギュラシオニスト自身が語るところによれば、第1次石油ショック（1973年10月に勃発）後、フランス政府当局は、すっかり経済計画が立てられなくなり最大の破綻に直面したという。しかし、これは他人事ではなく、かれら自身の問題であった。レギュラシオン理論の創始者といわれるアグリエッタ氏は、当時（1974年）フランスのすぐれた経済官僚の一人であったという。ケインズ主義モデルも、統計的推定プログラムも、幾組もの国民経済計算で武装したエコリメトリックスも、すべて従来型モデルでは、どうにも役にたたなくなってしまったといわれる。いわゆる70年代におけるケインズ経済学の破産と軌を一にする。こうした状況を、つとにケンブリッジのポスト・ケインジアンとして有名なロビンソンがアメリカ経済学会の年次会（1970年12月）で、これを「経済学の第2の危機」とよんでいた。つまり、フランス当局の経済計画の破綻とブルジョア経済学の新たな危機の申し子のようにレギュラシオン理論は生まれてきたというわけである。

フランス官僚エコノミストのエリートたちは、自分たちのケインズ型モデルの改良モデルの作成に腐心し、さらに当然ながら国際関係の変化からくる影響も数値化して導入することも試みたが、すべて駄目だった。さしあたり、石油価格の上昇をおりこんでも、さらに、為替相場の変動を予測しても、2つのショック（石油ショックと71年8月の金・ドル交換停止いらいのニクソン・ショック）に対応する有効な方策を見出すことは不可能という答えだったと

特集・レギュラシオンとは何であったのか

いう。

ここでフランス資本主義の発展に特有なプラニスムの問題について言及しておきたい。くわしい叙述はできないので筋書きだけにとどめざるをえない。フランスの近代には、国有化問題で、その運営・管理をめぐる二つの道の対立と闘争が、きわだっていたのではないと思う。ひとつは、古くルイ14世治下の立役者コルベールの王立マニュファクチャーがあるが、これはさておくとして、フランス資本主義は、新興アメリカとドイツの資本主義との競争のなかで、とくに隣国ドイツの興隆の脅威への対抗にせまられた。フランス独占資本は、小農と中小小工業が圧倒的な経済構造をかかえながら、いっそう急速な重工業化、生産の集積を推進する必要にせまられ、政府による公的部門と私的独占との、いわゆる「公私混合経済」を拡大する政策をとってきた。1929年の世界大恐慌のあとテイリジスム（文字通りには統制経済だが計画経済をも意味する）が公的部門と私的部門の公私混合経済としてフランス国家独占資本主義を形成してきた。もうひとつは、フランス革命にまでさかのぼることはしないで、1936年の反ファシヨ闘争によって樹立された社会党首班の人民戦線政府（独占資本の攻撃と社会民主主義政党の動揺・後退により38年に解体した）のたたかひの貴重な経験である。これは人民の闘争とむすびついた歴史的伝統にぞくするものである。

まえおきはこれくらいにして、レギュラシオン派に直接かかわってくる第二次世界大戦後の経済復興の問題にはいろいろ。1947年のモネ・プランとよばれた第1次経済計画（近代化設備計画1947～51年）は、新設された経済企画庁の初代長官となったモネの骨折りりでできた。モネは、いわゆるテクノクラシー（1930年代にアメリカで普及した高度な専門知識をもった科学者、高級官僚、行政官たちが生産を管理・統制する）にもとづくテクノクラートとして数理経済学者、統計学者、専門プラニストたち（フランス的伝統でいえばエンジニア・エコノミストたち）を集めて計画案を作成した。アメリカのマーシャル・プランの資金援助をひきだすために有効な目標値を数量化したものだった。こうして西側の一員としての最初のレールがしかれフランス独占資本の復興の

経済計画が発出した。

問題なのは第6次計画（1971～77年）である。戦後資本主義があじわった60年代の経済成長で力をつけたフランス経営者全国評議会（CNPF）のリードで国際競争力の強化と高い成長目標（6%）を設定して、一段の飛躍をはかった。そこへ前述した石油危機がおこって、国際収支の大幅赤字からインフレーションの急伸へ、そして不況による失業者の増大と労働者のたたかひのなかで、さきの政府・独占資本のエリートたち数理経済学者・統計学者たちをふくむプランナーたちもお手あげになったというわけである。

もうひとつ、反ファシズムと統一戦線の運動の伝統をうけつぐプラニスムについては、階級的な労働組合の潮流であるフランス労働総同盟（CGT）の戦後復興のための労働計画、経済革新計画などのたたかひの経験について、かつて、われわれは大きな関心をもった。フランスの労働者階級は、政府の経済計画にたいして労働者の生活を守るために、ドゴール体制のもとでも、ミッテラン政権のもとでも、ずっと今日まで一貫してたたかってきた（現在、政府の緊縮予算による人員削減にたいして公務員労働者を中心にストライキでたたかっている）。しかし、統一戦線をめぐるフランスの最大問題は左翼連合の歴史的な経験である。フランスでは1972年に共産党と社会党の共同政府綱領が調印された。しかし、改訂にさいしてフランス共産党の側から、よりラディカルな国有化の拡大を要求して決裂し、ついに1977年に破綻してしまった。その後、フランス共産党は自ら共同政府綱領の政策を全面的に否定するなどの混乱におちいってしまい革新の展望を見出せないでいる。そして、この道のたたかひは、当然フランスの今後の再生をかけたたたかひとなるだろう。

以上の大局的な概観で、レギュラシオン理論なるものは、フランス労働者階級の現実のたたかひの内部から生まれてきたのではなく、これと対立する側のプランの破産が生み落したものであるということのおおよそがきらかになったと思う。つぎに、このこととの関連でレギュラシオン理論の創始者の著書の中身を見てみよう。

2. 元祖アグリエッタの本領

レギュラシオン派のだれでもが自分たちの代表としてミシェル・アグリエッタ(1940～)の名をあげる。わが国でも、レギュラシオン第1号文献である、この人がまとめた『資本主義の調整と危機—アメリカ合衆国の経験』(1976年刊)を、“レギュラシオン理論誕生の記念碑的労作”とみとめている。ところが、わが国へは、これより先に『奇跡と幻影』(リビエツ、87年)、『世紀末資本主義』(ボワイエ、88年)などレギュラシオンを名乗らないで人の気をひくような表題の本が翻訳・出版され一部で注目して読まれていた。当のアグリエッタの本は89年11月に書名を変え『資本主義のレギュラシオン理論—政治経済学の革新』(若森章孝/山田鋭夫/大田一廣/海老塚明訳、大村書店)と本命にふさわしく改題されてデビューした。“レギュラシオンを知りたくば、すべからく本書をマスターすべし”と指示されたという文献ではある。

ところが、第1号の栄をになう本書よりも半年ほど早く、この派の理論を実に巧妙に解説・紹介したスマートな『レギュラシオン理論』(ボワイエ、89年5月)が翻訳・出版されて注目を集めた。そして、本書がさまざまに検討、議論、批判の対象とされた。いちはやく、これを正面から批判する論文「レギュラシオン理論とはなにか」が、次々と発表された(後述)。つまり、おかげでアグリエッタの第1号は影をうすくし、あまり批判の対象とされなかった。ということもあって、ここであらためて、その一端をとりあげる次第ということにもなったのである。

この本の構成からみると内容上の特徴は2点である。第1点は原著名にあるとおり現代のアメリカ合衆国を対象として論じた資本主義論である。ところが、「序説 なぜ資本主義のレギュラシオン理論なのか」のなかの一節「6 帝国主義、本書で研究対象外とするこの曖昧な概念」とあるように、そもそもが帝国主義・独占資本主義の理論を欠いた、したがって批判的見地ぬきの現代アメリカ資本主義経済論なのである。なるほどアグリエッタは、レーニンの『帝国主義論』について、これを「本質的に、当時のマルクス主義運動における彼の敵対者を攻撃する

政治的な発言であった」(同訳書48ページ)などといっている。こういう狭い、ブルジュア的な視野では、とうてい生産の集積と独占体も、金融資本の支配や資本の輸出も、ましてや資本主義の寄生性と腐朽や帝国主義の歴史的地位など、基本的な経済論も高度な資本主義論もピンからキリまで理解することができない。まさに一面的なエンジニア・エコノミスト的、エリート官僚学者的な立場が出発点になっていたということを露骨にしめしている。

さらに、アグリエッタは『帝国主義論』を「聖典」とよび、「その経済学的内容」は、ホブソンの「結論を要約したもの」にすぎず「国際分業の一時期における商品・資本の国際的流通についてのたんなる経験的な観察結果でしかない」(同ページ)などという。ホブソンの『帝国主義論』について、ずっと若い時からの良き理解者であったレーニンは、「帝国主義の基本的な経済的および政治的特質を非常に見事に詳細に記述している」とのべ、とくに帝国主義の寄生性と腐朽についての記述を高く評価している(もちろん改良主義的な限界も指摘しながらも)。エリートあるいは社会民主主義的官僚のアグリエッタとしては、もっとも理解しがたいところなのである。この基本点は、あとでいっそう明瞭になるだろう。

第2点は、レギュラシオン論の中心概念になった「第1部 賃労働関係の変容—資本蓄積の法則」(55ページ)についてである。これは、ごらんのようにマルクスに似せて「資本の蓄積」といっているが、その中身は、文字通り「賃労働関係」が「変容」してしまったということである。もう答えはでているようなものだが、めんどろな論法の筋立てだけは通しておこう。

アグリエッタの剰余価値の理解は、搾取の事実ではなく「剰余価値概念」いじり、「価値システム」の検討、「商品の均質化」方程式体系……とつめていって、「価値タームでの資本の成長率」や「可変資本の変化」など、なんでも、もっぱら量としてイコールの方程式体系に定式化し、これらの概念をもちいてアメリカ資本主義史と突きあわせる(89ページ)。その「アメリカ資本主義の独自の特徴」とは、「第I部門における生産性上昇は、第II部門の拡大のなかにその販路を見いだす。第II部門における一単位当た

特集・レギュレーションとは何であったのか

りの交換の低下は、相対的剰余価値の生産を十分に増大させ、実質賃金の上昇を可能にする。こうして、両部門の蓄積は急速なテンポで進展する」(103ページ)。かくして「一方では、資本主義は商品生産社会であるがゆえに、生産諸条件の再生産は、あらゆる商品価値が交換をとおして保存されることを含んでいる。他方では、資本主義は賃労働関係が有する敵対的性格に基礎を置いているがゆえに、資本主義を構成する関係は、生産諸条件を激変させることをとおしてのみ再生産される」(120～121ページ)。つまりアグリエッタによると、資本主義的生産過程は、ただ商品だけではなく、ただ剰余価値だけではなく、資本関係そのものを、一方には資本家を、他方には賃金労働者を生産し再生産するのではない。だから資本の蓄積の「敵対的性格」などと言っても、決して一方に富を、他方に貧困その他を蓄積しないで、「資本制的生産様式は敵対関係に基礎を置き、労働の社会的性格を商品の交換過程において事後的に現象させるにすぎないが、資本減価はこのような生産様式の無政府的な調整(レギュレーション)の必然的な表現である」(121ページ)ということになる。かくしてレギュレーションが導出された。

こうしてレギュレーション派自慢のアメリカにおける労働過程の「フォーディズム」論が生まれたのである。そのいちいち略さざるをえない。要するにフォード的な大量生産→賃金上昇→大量消費のアメリカ的生活様式の美化論がマルクス用語で着飾って、もうひとつフランスからも献上されて、アメリカ「例外国家」論、アメリカ「福祉社会」論に参入したのである。フランスにしては、恥ずかしい流行おくれな話ではないか。

賃労働関係変容論の、この先も興味深い展開がある(しかし、ここではこれ以上、略さざるをえない)。ここを踏み外して下向する行く末だけしるしておこう。「賃労働者階級が存在条件の変容」論(第3章)は、生産の集積ではなく「資本の集積と集中」論(第4章)となる。生産過程における労働者階級の搾取という本質をぬきとる議論によって独占の形成による生産の社会化の進行、資本主義の基本矛盾の深化という見地から離反する。すなわち「資本家間関係の変容——競争の法則」(第2部)論となり「一

般利潤率と諸資本の競争」(第5章)が「貨幣制度、信用、危機」(第6章)となる。ついに独占より競争の法則、階級対立より企業間関係、貨幣、信用の変容が金融危機になり、インフレーションが急進し貨幣危機になる。これが「資本主義の調整(レギュレーション)の必然的契機」(351ページ)になるというわけである。本書の最後の節は、「合衆国の危機にたいする資本主義的解決策の一般的条件」とあり、それは「資本主義の調整法則の枠組みのなかで認識可能である」(384ページ)という。もちろん、ここからは変革の展望はでてこない。したがって独占資本や多国籍企業にたいする民主的規制の提起もない。というよりも労働者階級のたたかいはレギュレーションのなかにくみこまれ資本主義的解決の条件になるというのがそもそもの認識なのである。

第3点として、以上の特徴を現実の問題とむすびつけてみておこう。ひとつは、フランス独占資本がアメリカのマーシャル国務長官の名による「ヨーロッパ復興計画」の援助資金によって経済計画をおこなってきたことについてふれたが、この立場にたつかぎりアメリカ帝国主義批判はできない。たしかにアメリカ経済の動態分析には一定の批判的態度をみることはできるが、結局のところ隠蔽された擁護者としてふるまった。だからアメリカ帝国主義の軍事的性格の強化や多国籍企業の横暴に目をつぶり、軍事同盟や覇権主義など帝国主義の対外侵略政策に対する根本的な批判が欠如する。関連して、自説が生まれる衝撃となった石油危機についても、産油国諸民族のメジャーにたいする反帝国主義のたたかいの意義ぬきの石油価格引上げ論をいっても、どちらもフランス経済計画官的な限界をぬけでることはできなかった。

もうひとつは、変革の展望をもたないということについて、これは根本的には、労働者や人民の利益をまもり生活向上をめざすたたかいの側にたつことができない資本主義の解釈論、調整論の限界といえる。ここからは、たとえ資本主義の枠内での民主的改革、民主的計画化の発想も生まれないだろう。「アメリカ資本主義の経験」などではないフランス人民の貴重な経験がよみがえらなければならないのである。広範な国民を結集する統一戦線のたたかいとむ

すびついた民主的政府、そして民主的権力の樹立は不可欠である。しかし、こういうことは、いわゆる“ないものねだり”の部類に属するだろう。しかし、こういうことから研究をして成果をあげることはできるにちがいないと思う。ちなみに本書の訳者によるとアグリエッタ氏は、理工科大学を卒業し国立統計研究所で経済計画の専門家として活躍したとある。

3. その後の普及状況と批判

はやくからフランス語系の経済学研究者たちの一部の方たちのレギュラシオン理論の紹介・研究が学界・専門誌等で発表され、新しい理論として注目された。フランス・レギュラシオニストの翻訳紹介文献(単行本)が出版されたのは、さきにのべたように1987年で、以後、毎年、数点づつ刊行され90年代に入って関連文献をふくめて10冊におよぶ勢いになった。学界での研究という専門の範囲をこえた一般的普及ということでは、ネオ・マルクス主義とともに「レギュラシオンとマルクス」などの特集を意図的に組んで、時には毎号のようにあつかったのは1989年から1993年までの経済誌『経済評論』であった。反共的風潮に迎合して、もっぱら、伝統的マルクス主義は古くなったとして、科学的社会主義を排除して新レギュラシオンにとびついたかたちだったが93年5月号で廃刊となった(一言附記しておく、その最後の特大号「マルクス経済学とは何であったか」の中身は、マルクス再検討、マルクス理論の変容、反マルクス、ポスト・マルクス主義などなどのオンパレードで、ただ一人・上林貞治郎氏が孤塁を守るの観であった)。

レギュラシオンの大衆化の役割をになったのは、カラー大判の『SAPIO』誌(小学館)だった。91年から92年へ、時に連続的に主としてボワイエ(およびバスカル・プチ)を登場させてレギュラシオン攻勢を展開した。例えば『SAPIO』91年2月14日号のボワイエのデビューは、特別寄稿をうたった「バブル崩壊!日本株式会社はレギュラシオンという第2ステップに進めるか」であった。ボワイエは、「そもそも私はポリテクニク(理工科学校=フランス最高のエリート学府)で理論物理学を専攻してきた」

が、経済学の研究に移り、「新古典派のいうようなやり方では絶対にうまくいかない」、「マルクス主義経済学も、やはり失敗だった」、「ケインジアンも、私たちレギュラシオン派の生徒の目から見れば半世紀は遅れている」といって、世界の自動車製造巨大企業の生産方式論議をもちこんだ。アメリカ・モデルのベルトコンベア・システムのフォーディズムにかわる、「賃金労働者が企業のプロジェクトに参加することと引き換えに雇用契約の長期契約化を獲得する」日本のトヨタイズム。しかし「必ずしも日本モデルが21世紀に向けての人類社会の最良のモデルとなり得るとはとてもおもえない」。そこで「まだまだ完全なものではないが」として「スウェーデンの優良企業ボルボ社の名前にちなんで“ボルボイズム”と呼んでおきたい」などといい、すっかりボルボイズムを国際競争につよい「社会民主主義モデル」で「危機を立派に切り抜けた企業」として推賞した(現在、逆のことになっている)。これは新しい経済学ならぬ企業サイドの経営論まがいである。労働強化や新しい搾取形態などを問題にしないところが歓迎されたわけである。なお、その後レギュラシオン理論の長所を強調した資本主義批判の啓蒙宣伝がくりかえし売りこまれた。

つぎにレギュラシオン理論の批判であるが、ここでは学界誌等をみる余裕をもたない。いちはやく『全衛』誌(89年9月号)が「資本主義的蓄積の敵対的性格と『調整』—『レギュラシオン理論』とはなにか(ト部学)を発表して理論的な全面批判をおこなった。ついで『科学と思想』季刊誌(89年10月、74号)が「『レギュラシオン理論』とは何か—『蓄積体制』と『賃労働関係』批判(小泉宏)を発表し、そのブルジョア経済論ぶりを批判した。ひきつづき『科学と思想』(90年1月、75号)が「『レギュラシオン理論』の国際金融危機論(今宮謙二)」、「『レギュラシオン理論』の基本的性格(山田正隆)を発表した。これらの批判がレギュラシオンのイデオロギー攻勢に対して防壁の役割をはたした。わが国の一部の学者が研究の領域をこえてフォーディズム論などを中心に労働運動のなかにもちこもうとする動きをもったがうまくいくものではなかった。

その後のレギュラシオンの動向については、「現実

特集・レギュレーションとは何であったのか

の矛盾に目をふさぐ——資本主義を『勤労者社会』と説く』（『赤旗』91年1月23日）「マルクスに似て非なる……諸ラディカル論の雑種化した姿」（同1月26日）および「競争力強化へ『日本的な効率』を導入」（93年7月21日）「資本主義体制美化が前提」（同7月23日）などが発表された。大まかな展開がわかるので参照されたい。その他については略さざるをえない。いずれにせよ、90年代中頃近くなるとさしものレギュレーション攻勢も、その空論性のゆえに、すでに下火となり、一部の熱心な研究者以外のところでは、しだいに過去形で語られるようになるだろう。しかし、中間層の理論、社会民主主義的な理論、折衷主義、そしてマルクス主義を利用する理論としては今後も注意をおこたえることはできない。（なお、全体の概観については、以前に詳しく記した「レギュレーション理論と、その日本への導入状況」『季刊労働者教育』82号、84号、労働者教育協会発行を参照。）

4. フォーディズムなどキーワード

トヨタイズムなどポスト・フォディズム論をふくめてレギュレーション派が「われわれのプロブレマティックの聖典、トレードマーク、旗じるし」といった自賛するフォーディズム論を中心に、かれらの3つのキーワードの中味を簡単ながらみてみよう。テーラー・システム（科学的管理法）による労働強化、労働者抑圧の方式を、自動車王フォードは、いっその機械化、流れ作業化による大量生産方式にあわせてフォード・システムをうちたて、世界の自動車王国アメリカを一定期間リードした。労働者にとって、まちががなくテーラー・システムは能率向上による労働強化であり、フォード・システムは、その流れ作業による大量生産方式である剰余価値生産の増強方式である。ただし、資本家の側にとってフォード主義の理念は、“利潤動機の否定、経営の革新、大量生産、高賃金、低価格車の提供”がモットーであり“奉仕”の精神に貫かれたものである。このアメリカ新資本主義の典型モデルは、古い資本主義の低賃金・高価格車から「高賃金・低価格車」への転換であった。こうしてフォードは、1908年のT型車、1913年のフォードシステムの完成により20年代の後半まで自己資金の拡大による栄光になった。資本

間競争を労働者に転嫁して得た勝利であった。

かつて前世紀の末から今世紀のはじめにかけてフランスは、世界最大の自動車生産国であった。1905年に首位をアメリカに奪われたものの、1930年までヨーロッパ最大の自動車生産国で、「ベル・エポック」のあとのフランス自動車工業の「英雄時代」といわれた。そのフランス独占資本は、新興ドイツ独占資本からおくれをとり、フォード・モデルの大量生産方式を導入し、フランスの栄光をとりもどさなければならなかったのである。これがフランス独占資本にとっての魅力たっぷりなフォーディズムであった。

ところで、レギュレーション派のフォーディズム論とは何だったのか。賃労働関係の変容であり、第I部門の大量生産・実質賃金の上昇・販路としての第II部門の生産物の大量消費という、用語だけ『資本論』的な、中身のほうは、まったくフォードのモットーと瓜二つではないか。かくして、フォーディズムの危機が調整（レギュレーション）されて、さまざまなフォーディズムの変形をうみだすとしてネオ・フォーディズム、ポスト・フォーディズム、ウルトラ・フォーディズム論の花を咲かせる。オートメーション化、マイクロエレクトロニクス（ME）化、フレキシブル化などに対応するフォーディズムの変容論あれこれである。具体的な話としては、日本のトヨタイズム、スウェーデンのボルボイズム、そのうえ韓国のヒョンディズム（現代自動）など各国の自動車独占体の名がついて典型がでてくる。

世界の労働運動にも大いに関係のあるトヨタイズム論の実例を、ひとつだけ紹介しておこう。パンジャマン・コリア『逆転の思考——日本企業の労働と組織』（邦訳92年刊、花田昌宣、斉藤悦則訳、藤原書店。原著は91年）は、フランス経済の停滞を問題にし、日本経済の国際競争力の強さと海外進出に注目して、それを体現するものとしてトヨタ自動車の日本的生産方式を研究したという。トヨタの「かんばん方式」を開発・実施して労働者を搾りあげ過労死にまでおいこんだ工場長、のちに副社長になった大野耐一氏の名をとった「オオノイズムの新思考」に、いたく感嘆し、これを「生産管理革命」とよんで「理論的な教訓」をくみとるというものである。リアル・タイムの原料・部品補給、しかもフレキシブルな多

種生産などトヨタイズムから学ぶ。もちろん、エスプリを感じる批判もあろうが、今日の世界市場で「生き残る」ために「日本的な効率」を導入し、フランスや西欧の「企業競争力」をたかめたいというのが実利的なねがいである。

その立場は、すでにみてきた通りのフランス・レギュラシオン派のものであり、フォーディズムとトヨタイズムの差異と類似性など詳細に研究しているが、そこにあるのは労働者の苦闘（過労死や「連合」トヨタ労組の役割など）をまともにみようとししないエリート官僚（訳者の解説によると「フランス政府産業省の肝いりで設置された大型研究プロジェクトの座長として、フランス産業建て直しの方策を見いだす研究調査を組織している」かただそうである）の調査報告である。なお、本書の時代的背景にふれると、フランスの社会党ミッテラン大統領のもとでの保守党系内閣というコアピタシオン（同棲）政権の姿が見えてくるし、日本では、アブレーフォーディズム、ハイブリッド・フォーディズム論議をよそに、日産座間工場の閉鎖、生産の海外移転、労働者・下請企業・地域住民に打撃をあたえるという事態になる。

同じ時期の労働者の側のことについては、ここではわかっているので二つだけ記しておくにとどめる。ひとつは、91年11月、全労連主催の国際的シンポジウムが開かれ、フランスの代表が「ジャスト・イン・タイム、自主的作業集団の組織、完全な品質の追求、職種ごとの生産増大にかんして、日本の技術を輸入してフランス化につとめて」と連帯のたたかいをうたっえ、スペインの代表は「いかにトヨタイズムと対決するかは、わが国の階級的で戦闘的な労働組合運動の課題となっています」とのべている（全労連『「日本的労使関係と労働組合の権利」—国際シンポジウム』）。もうひとつは、92年5月、国際金属労連（IMF）が、「トヨタ世界自動車協議会」をひらいた。労連の性格上、豊田章一郎社長の講演を聞いたが、なんとこれは非公開、IMFマレンタツキ書記長は「トヨタの成功は労働時間が長いこと。世界のだれよりも長い」「トヨタの労働者だって人間。休憩が必要です」と強調した（『赤旗』92年6月3日）。汗ふく間もない超過密労働はおおうべくもない。

なお、周知と思うが、トヨタイズムへの批判は、93年に刊行された不破哲三『労働基準法を考える』

（新日本新書）および92年に刊行された愛知労働問題研究所・ドイツ労働と生活調査団編『時短先進国ドイツ』（学習の友社）および94年の愛知労働問題研究所『変貌する世界企業トヨタ』（新日本出版社）などがある。なお、研究者・学者によるトヨタシステム等の研究の労作は多数ある。

レギュラシオニストは、そのフォーディズム論をグラムシのそれと共有しているようにいう。しかし、グラムシの「アメリカニズムとフォード主義」を読むと、その内容は、あきらかに異なる。グラムシはフォード主義をアメリカニズムとして、この新しい大量生産方式が「古い」ヨーロッパ、イタリアに入ってくる問題について獄中ノートで覚書ふうにあれこれ書いている。根本的な違いをあげるとグラムシは、アメリカにおけるフォードのやり方の高賃金は、労働者を集め、定着させ、積極的に労働をひきだす方法で、高賃金の刺激で労働を強化することだとする。しかも、高賃金も一時的で、超過利潤を基礎にしたものであり、しかも「高賃金はかならず労働貴族層とむすびついており、アメリカの全勤労者にあたえられていないことは周知のとおり」とのべている（山崎功監修『グラムシ選集』、合同出版、第3巻55ページ）。これはグラムシの1934年のノートであるが、その冒頭で「一般的にいえることは、アメリカニズムおよびフォード主義なるものは、計画経済組織にいたる内在的必然からうまれるものであり、検討されるさまざまな問題は、まさに古い経済的個人主義から計画経済への移行をしめす鎖のそれぞれの環であるべきだ」（15ページ）と社会発展のパスベクティブ、帝国主義の歴史的地位でみている。労働貴族論（それからホブソンの見方でもでてる）といい、むしろグラムシはレーニンの見地と共通しておりレギュラシオンとは決定的に異なる。

新しいキーワード「ソシエテ・サラリアル（勤労者社会）」は、アグリエッタ、アントン・ブレンデル『勤労者社会の転換—フォーディズムから勤労者民主制へ』（邦訳は90年、斉藤日出治／若森章孝／山田鋭夫／井上泰夫訳、日本評論社。原著は84年）で論じられた。副題にあるようにフォーディズムが勤

特集・レギュラシオンとは何であったのか

労者民主制へ「転換（メタモルフォーゼ）」すると説く変容論で、かつての「賃労働者大衆の大多数」は、消費者にかわって「自由を行使する市民として統合」されるようになるという変革ぬきの自動転換論である。

一番新しい文献は96年に出たR.ボワイエ、山田鋭夫共同編集の『ラポール・サラリアール』（藤原書店）である。ラポール・サラリアールとは、「サラール（賃金）」の「関係（ラポール）」で、これまで「賃労働関係」と訳されてきたが、この訳語ではマルクスの、当然生産過程の労働者の状態を意味してしまうが、レギュラシオン派にとっては消費過程論に変容してしまったから、どうも具合が悪いので、このフランス語をレギュラシオン語にするために「賃労働関係」をやめて、「ラポール・サラリアール」と響きよく格好よくして原語で再普及をはかるといことだろう。賃労働関係論については、すでに批判済みということで、この本での再検討の手直し論につきあうとすれば後日のこととなるだろう。われわれ労働者にとって肝心な理論の内容をみると、体制擁護論から革新への転換はさらさらうかがえない。

むすびにかえて

わたしたちがフランス特有のレギュラシオン論をとりあげる場合、どうしても、かの国のイデオロギー状況をとりあげないわけにはいかないだろう。フランス革命のなかで、そしてヨーロッパ中から集まって渦巻いた、もろもろの革命と改良、反革命のイデオロギーにまではさかのほらなくても、そこは多彩な小ブルジョア的な社会思想の伝統と影響に色どられた国である。もちろん、レギュラシオン論も例外ではない。これまで言及しなかったので最後にあたりふれておきたい。

フランスのイデオロギー状況にとってレヴィ・ストロースの構造主義の諸科学分野への影響は決定的に大きいといえるだろう。フーコーの哲学やアルチュセールの『資本論』解釈、その他のあれこれによって、戦後ひろがったサルトルの実存主義や弁証法などを批判し、さらに古典的マルクス主義は「古くなった」として「知の革新」なるものを流布した。レギュラシオニストはアルチュセールから学んだと

いっているが、もともとケインズにマルクスを接木しようとしたのだが、かれらの折衷主義と諸新説の取込みようはすさまじい。かつて指摘したが、構造主義（フーコーの権力論など）、消費社会論（ボードリヤール）、暴力論（ジラール）、生物学（カンギレム）、言語学や記号論（ソシュールほか）、アナール派歴史学、とくにブルデューの社会学（「よいものが見つければ、どこからでも取ってくる」）そして「マルクスに反対してマルクスと共に」などというもの）などである。いいとこどりのブレンド理論というわけにはいかない。また、そこでの科学的社会主義の立場からの決定的な批判に接することができなかったのは残念である。

以上、主としてレギュラシオン理論を「マルクス主義」といつわり、あるいは、その「新論」とか「再生」などとする世評にたいして、今回も、とんでもないということをのべた。なお、この本論を書いてしまったあとで、ニュースや広告等で知ったのであるが、数冊のレギュラシオン関係文献の刊行が予定され、またレギュラシオニスト（ボワイエ氏）の来日、出版記念パーティーや講演会が準備されているということである。けっこうあちらは盛んであり、わが国で、これに呼応する一部の熱心な研究者による日本資本主義分析の再検討や現状分析、労働問題研究がある。しかし、そのフォーディズム、トヨティズム論が役にたつとすれば、それは、たぶん会社側の経営・労務等の部署であろう。この意味では、たしかに労働者の側は無関心にみすごすことはできない。とりわけ西欧の新理論への崇拝的な傾向は、わが国のジャーナリズムや論壇には根づよく残っている。自主的・自覚的な労働運動としては、たえず注意をはらう必要がある。

（元「経済」編集長）

レギュラシオン理論一考

下山房雄

1. レギュラシオン理論は終わったか？

加藤佑治労働総研常任理事（クォーターリー編集責任者）から与えられた課題は「レギュラシオン理論とは何であったか」というものだった。しかし、96年秋・松山大学での経済理論学会分科会・自由課題の報告33本中3本がその副題にレギュラシオンの名を掲げている。すなわち、レギュラシオン・アプローチ「の視点から」「との関連で」「にもとづいて」と題する3本である。さらに共通論題「アジア工業化と世界資本主義」の報告者の2名のうち1名はマル経正統派の中川信義氏であり、もう1名は『世紀末大転換を読む』レギュラシオン理論の挑戦』（有斐閣 96年3月）の著者・井上泰夫氏だった。

95年の経済理論学会の共通論題の1つ「現代資本主義分析の理論と方法」の報告者は、正統派あるいは冷戦国独資論の北原勇氏、宇野派の伊藤誠氏、そしてレギュラシオン派の山田鋭夫氏であった。こうしてみると、レギュラシオン理論は、少なくともアカデミズムにおいては、マル経の3派の1つに位置している。講座派マルクス理論は戦後の講壇において、土地制度史学派と市民派に分化し、後者はいまやレギュラシオン理論の潮流に転化したとも言えよう。

それでは加藤佑治氏の問題意識がピント外れなのかといえ、そうともいえないのである。レギュラシオン理論の中心命題の1つは、73年秋以降の経済危機をフォーディズムの限界露呈と捉え、その限界を乗り越えるポスト・フォーディズム体制の中に「卓抜した日本的労使関係」を位置づけるといったものであった。これについては90年代平成大不況の経過の中での「日本的経営論」の終焉が大打撃を与えた。

因みに「日本的経営論」の中軸イデオログの一人・岩田龍子氏は、私の職場・九大経済学部における研究会（95年2月16日）での報告「日本的経営論とは何だったのか」において「日本的経営論の歴史的使命は終わった」との表現で自説の放棄を示したのであった（荻野喜弘『『日本的経営』論の再検討ー岩田龍子教授の所説を巡ってー』九大経済学会『経済学研究』62巻1-6合併号 96年3月 141頁参照）。

レギュラシオン理論において、執行と構想の分離の克服とか職務執行における柔軟的熟練とかの論拠をもってフォーディズム的「危機」の克服態と位置づけられた「日本的労使関係」の脆弱さが露呈し、その非人間的側面を認識する学説が漸く力をもってきた現段階において、ポスト・フォーディズムのテーマは急速に消滅しつつあるとも言える。前掲の井上学会報告にもポスト・フォーディズム論は片鱗も登場しなかった。そのことを確認するフロアからの質問に対して井上氏は「一部にそういう議論もあった」という形でかわしたのである。

たしかに、トヨタイズムをフォーディズムの超克体制と位置づけるような観点は少なくとも日本の自動車工場の現実を多少とも知っている者ならば、ためらう。山田鋭夫氏がボワイエの著書に翻訳をつけた解説でも、次のようにポスト・フォーディズム論については消極的であった。「危機の出口すなわち新しい発展様式（ポスト・フォード主義？）の模索」「今日『ポスト・フォード主義』への転換が云々されている」。（『レギュラシオン理論 危機に挑む経済学』89年新評論社、211、216頁）

2. リピエッツへの疑問

ボワイエと並ぶレギュラシオン理論の代表的論客

特集・レギュレーションとは何であつたのか

リビエッツが、1990年秋・神奈川大学での経済理論学会で行った特別報告「レギュレーション・アプローチと90年代資本主義の危機」では一特にそれへの質疑の中で彼の発言ではトヨタイズムについて「反動的なもの」との批判的な規定を与えていた記憶が私にはある。しかし、年報に文責・山田鋭夫の形で活字化されたものをみるとかなり両義的である。「日本的な方式が反動的なものとしてあらわれる」「日本は最良の国ではけっしてない」と言いつつ、「イギリスやアメリカの労働者の生活水準に比べればよまし」「文字どおりのテーラー主義と比較するとき、大きな前進」「生産性を上昇させ新しい妥協の基礎を存在させるようなテクノロジー・パラダイムが存在する」といった表現も与えられている。

私が91年夏から約1年フランスに滞在していた折りに、リビエッツがある研究会で訪日報告をした時のレジメを入手してびっくりしたことがある。そこには「日本の労働者はフランスの労働者と比べ20%はゆっくり働いている」とか、「残業と低い労働テンポが日本式の隠れた妥協である」とか、書かれているではないか！日本の資本家的イデオロギーに「勤務時間中にきちんと働かず残業で稼ごうとする」という労働者観があることは周知だが、そのようなことを彼と応対した日本人から吹き込まれたのか。しかし、20%という量的データを挙げたり「フランスへの日本の進出工場では、たやすく標準作業量が達成されている」と述べたりしているので、何か独自の調査データを持っているのか。たいへん訝った覚えがある。経済理論学会での報告・質疑を確かめようとして、日本から至急に学会年報を取り寄せたところ、質疑についてはただ「リビエッツ氏から総括的なプライがあった」（239頁）としか書かれていず、たいへん失望もした。ともあれ、私には日本の標準作業量がそんなに甘いものとは到底考えられない。次に紹介する事態は日本で通例のことであり、またフランスでのタスクがこれよりきついものとは考えられないのである。

——「彼女たちは1案内を終えて次の案内を受けるまでの時間（呼間隔）を「最低4秒にして欲しい」と要求している。しかし、NTTは「1案内につき1秒短縮できれば全国で1000人のオペレーターを削減

できる」と計算する…。一旦仕事に着いたらオペレーターの目、耳、口、脳、腕、指先は途切れない時間にまわりつかれ、1日の終わるころ、全身はくたくたになっている」（「NTT 5万人大合理化と闘う」『全労連』96年9月11日号）。

——「くぼくのような体力がある男でも組み立て作業は7、8割しかできない。1台、1台をきちんと部品をつけていたら、5台のうち2台の組み立てができなくなる」ベルトコンベアーに1分48秒ごとに車が流れてきます。すべての部品をつけ終わらないうちに、もう次の車が流れて来ます。赤木さんは、そのままにして次の車の組み立てに入ります。赤木さんを追っかけるのが班長です。〈班長でもすべての部品をとりつけられない。次に職長が入る。職長でも追いつかない。今度は、どの部品がつけられなかったという白い紙を張りつける…〉（「く職制になりたくない」トヨタグループダイハツ）『赤旗』96年10月5日）。

3. ボワイエへの疑問

1991年6月25日にパリ第7大学でセミナー「日本の労資関係—長期動態下の本質と位置—」が開かれた。そこでのボワイエの報告レジメ「フォーディズムからトヨタイズムへ—生徒が先生を超克する場合—」（東京・藤原書店1990年刊『レギュレーション入門』の序文「日本・豊かな約束の地—レギュレーションの諸問題にとっても」からの抜粋、以下引用部分にはこの藤原書店本の対応部分の頁も示す）も、私は滞在していた南仏エクスアンプロバンスの国立労働経済社会研究所で入手した。その叙述もかなり両義的である。

序文タイトルの「約束の地」は言うまでもなく「カナンの地」であり「憧れの地」であろう。80年代の日本資本主義の世界制覇のもとに生まれた「日本的経営」賛美の影響がある。ポスト・フォーディズムの用語は使われてないが、それにつながっていく、次のような規定がまず一方にある。「挑発的な形で一つの疑問が提起される。日本がフォーディズムであったことはけっしてなかったのではないかと？ フォーディズムの3条件の入念な検討はくけっしてなかった」との答えを示唆している」（16頁）。

ここで言われている3条件とは、構想と執行の完全な分離への例外あるいは労働力の多能化の拡大などの労働過程の特殊性、長期雇用下での賃金・ボーナスの利潤対応にみるような賃金決定機構の特殊性、労働者の多能的熟練と企業への統合が生産性上昇要因になるという蓄積体制あるいは調整様式の特殊性である。

他方、アメリカ的フォーディズムと並立するフォーディズムの「特殊型だ」と読める叙述も混在する。「たしかに日本資本主義は大量生産・大量消費の一般的構図の中に組み込まれている」「典型的アメリカモデルもトヨタイズムも特殊ケースとして包含するような一つの一般モデルが既に提起されている」(22頁)。ここに言われる「一般モデル」はフォーディズムではないのか。私はそう捉えて、このボワイエのレジュメの主題タイトルの「トヨタイズムへ」には「?」をつけるべきだし、トヨタイズムに代えてフォーディズムの「典型的日本モデル」との用語を使うべきだと主張した(「戦後日本の労資関係」(仏文)『九大経済学研究』59巻2-4合併号94年315~316頁)。

4. 戦後世界資本主義の全体構造をどう把握するか

加工・組立労働について言えば、テロリズム・フォーディズムの労働が人間労働としては最後の姿であることが確認されねばならない。そのポストとかアフタは、ロボットやオートメという形しか無い。労働経済論の教科書のテーゼであるが、前世紀末からの工業生産力の発展は、機械設備体系の精緻膨大に伴う工場内分業の深化をもたらした。熟練の分解による半熟練工の登場である。その過程は、「科学的管理」の動作研究・時間研究による作業分析によって徹底あるいは促進された。19世紀の工場労働が万能的・職人的熟練と不熟練の2類型だとすれば、今世紀の労働はそこに半熟練工が加わった3類型になった。単能・多能工の違いはこの半熟練工の中の亜類型の差にほかならない。

日本の工場労働では、たしかに特定労働を売るといよりも人格を会社に委ねるといった社会関係が温存されたために、分担職務の区分が曖昧でその範

囲が広い。欧米ならば、熟練工の縄張りである保全・修理も多少のことは半熟練工がやってしまう。さらに、フォーディズム的労働のあり方について、休息・休憩の挿入要求とか課業の基準の変更要求はしないが、一層の効率向上のための知恵つまり構想の提供がQC運動などで求められている。加えて(特に75春闘以降は)賃金改定をめぐって、企業経済から世界経済に至るフレスコ画的大状況の資本家の認識の学習まで迫られる。こうしたことが、日本の労働者の特殊性を規定してはいる。

しかし、加工・組立の直接生産労働についていえば、徹底してテラー・フォード的なものだ。したがって、レギュレーション理論が主張するように戦後復興・高度成長終焉の「第1原因」が、分業の徹底による生産性の停滞ならば、日本だって例外たりえないのである。

レギュレーション理論には様々なバラエティーあるいはニュアンスがあるが、上の「第1原因」が原因して、労資妥協あるいは賃金対利潤の社会的調整が制限され、協約賃金の上昇→大量消費という第2の環(日本の場合は労働力不足→賃上げ→大量消費→前掲書23頁)が崩壊するという筋道が主軸だといつてよいだろう。

しかし高度成長の崩壊はこのような因果で描けるのだろうか。そう描くならば「第1原因」において特殊性を持つことが誇大視されて、ポスト・フォーディズムという新成長発展段階が指定されることになる。しかし「日本的フォーディズム」にそのような力は無いことは、90年代の経過によって明らかになった。

レギュレーション理論が、労働過程、賃金あるいは労働市場過程といった原理論的概念で、さらに加えて社会的アクターの力関係による経済世界の調整に着目して、一定の現状分析をやることを私は積極的意義あるものと評価する。戦後資本主義世界において、労働力価値や剰余価値を確定し搾取率の変動を事実から引き出す作業を評価するのと同じくである。

マル経正統派の中にも、資本論体系は現在においては純理論的仮定の世界とみる見方がある。かつての窮乏化論争の中で、階級闘争の無い場合に窮乏化すると説いたり、相対的過剰人口が無い場合に労働

特集・レギュラシオンとは何であったのか

力価値は現実存在となるとしたりする学説がそれである。それと比べれば、レギュラシオンの原理論重視の方法はましである。しかし、原理論的範疇だけでトータルな現代資本主義像—前掲のボワイエのペーパーの表現を借りれば歴史的「フレスコ」（前掲書24頁の訳—素描）—は描けない。レギュラシオン理論の「フレスコ」には、たとえば日本を重要拠点としてたかわれた朝鮮戦争—ベトナム戦争という血みどろの人間の営為は存在しない。

そもそもアメリカ・フォーディズムにおける生産性停滞は、戦後冷戦体制のもとでアメリカ国家が軍事費を大型航空機、ミサイル、原水爆といった原子・電子・宇宙の新鋭重化学産業に投じ、アメリカ独占資本の国内投資が法外な利潤獲得可能なその分野に集中投資され、自動車・電機などには投資されなかったからではないのか。それら在来型重化学産業は、

日本、ドイツが分担する世界産業の分業体制になったのであった。また、全面冷戦＝部分熱戦遂行のためにアメリカ国家は世界的にドル散布を行い、かつまた多国籍化したアメリカ資本は「もう一つのヨーロッパ」を形成するほどの海外投資を行った。そして、さきの世界分業のもとでは、もはや二様に流出したドルがアメリカに貿易黒字で還流することはない。かくて発生したドル危機が74年以降の危機招来の重要原因になったのである。危機そのものは需要不足＝過剰設備に由来し、それへの対応としての操短＝大量生産抑制こそが世界的生産性停滞に結果した。ともあれ、レギュラシオン理論は新古典派を繰り返し批判をするが、戦後冷戦体制を直視する政治経済学でないことは確実なのではないか。

（理事・九州大学教授）

東京臨海部副都心開発・大阪りんくうタウン・土地信託・リゾート開発……。バブルがはじけ民間企業が逃げ出しても民活事業は進む。そして破綻のツケは住民に転嫁される。

民活型開発の構造と財政破綻の実際を分析する。

主な内容

- 1 バブルが崩壊してもプロジェクトは進む
・民活型開発の経緯／バブル崩壊後のプロジェクト
- 2 東京・臨海副都心開発
・不良資産を都民の税金と都用地の売却で穴埋め
・臨海副都心開発構想の軌跡／独立採算型の巨大開発構想とその破綻／世界都市博覧会の中止／開発構想の「見直し」と臨海開発懇談会
- 3 大阪・りんくうタウン
・バブルがはじけてから不良資産の拡大再生産を行う
・関西国際空港の補完機能としてスタート／バブル経済とりんくうタウン構想の巨大化／バブル型計画の破綻／不良資産の拡大再生産
- 4 土地信託事業の顛末
・配当が出どころが赤字が累積する
・バブル経済崩壊で大幅な計画変更／バブル経済崩壊と共に信託配当が減少／土地信託事業の構造的な問題
- 5 第三セクターの顛末
・大阪・泉佐野コスモポリス計画／東京臨海副都心の第三セクタービル／千葉幕張メッセ／第三セクター型開発の現局面
- 6 行政の不良資産をどう処理すべきか



自治体研究社

〒162 東京都新宿区矢来町123
☎03(3235)5941 / FAX (3235)5933

「住専」の次にはじまるのは借金
づけの自治体の大規模開発だ！
行政の不良資産
破綻した巨大開発をどう見直すべきか—
中山 徹著 四六判上製 定価1854円＋税310

レギュレーション学派と現代経済学

北原 勇

1. はしがき

レギュレーション学派の経済学は、現代経済学のさまざまな潮流の中でどのような位置にあり、どのような性格のものとするべきなのだろうか、これが本稿に与えられたテーマである。

ただし、レギュレーション学派といっても左から右までかなりの幅があり、本家のフランスにおいても7派以上もあるといわれている。そのうち、本稿ではアグリエッタ、ボワイエ、リピエツ、コリアらに率いられるパリ派を対象を絞る。国際的に見てもっとも影響力が大きく、とくに日本のレギュレーション学派への影響が決定的だからである。また日本のレギュレーション学派についてはその指導的地位にあると見られる山田鋭夫氏の言説について主に取り上げることにする。

パリ派および日本レギュレーション学派についてあらかじめ両者の出自の違い（そこから出てくる性格の違い）について指摘しておくことは無駄ではなかろう。1970年代半ばアグリエッタの論文に刺激されて集まりレギュレーション学派を形成していくことになったフランス若手経済学者たちの大半は、もともと戦後主流経済学の位置を占めた「近代経済学」——当時のそれはケインズ理論を包含した「新古典派的総合」の経済学——の伝統の中で育ってきた若者であった。彼らは大学助手あるいは大学院生の時代に、68年の「パリ5月革命」に遭遇し体制批判と既存の主流経済学のあり方への懐疑を深め、70年代の現代資本主義の危機の進行の中で、新たな「批判的経済学」建設への模索をはじめた。その過程で大きな示唆を与えたのがマルクスだったことは、後に見るように彼ら自身の言説に明らかである。とくに、

学派創立期のアグリエッタなどの著作のなかではマルクス経済学固有の概念が多用されるなど、その影響は色濃い。すなわち「近代経済学」の流れの中からマルクスに関心を強く持ちマルクス経済学と接点を持つとする「批判的経済学者」のグループが、いわば鬼子として育ってきたと見ることが出来よう。

また、彼らの大半は、大学や政府系の研究機関に属してマクロ経済政策の立案・遂行に直接間接に関与する立場にあり、それゆえ、一方で諸統計の計量的処理の手法に長け、同時に極めて実践的な問題意識を持っている点に特徴がある。

これに対し日本のレギュレーション学派は、80年代にマルクス経済学派の一部にフランスのレギュレーション学派への注目という形で発生し、その輸入・紹介をつうじて急速にグループとして育ってきたものである。その背景には、ソ連・東欧体制の崩壊と社会主義理念の権威失墜、社会変革への確信の動揺、他方での資本主義の生命力・適応能力の強さへの素朴な驚きがあるように思える。パリ派と異なり、近代経済学者や官庁エコノミストの大群とはほとんど接触せず、もっぱらアカデミックなマルクス経済学派の中で、既存マルクス経済学の「化石化・硬直化」を激しく攻撃することによって自己の存在をアピールしようとしているところに一つの特徴があるといつてよい。マルクス経済学の中から育った鬼子と言えるかも知れない。

2. レギュレーション学派の自己規定 ——その魅力の秘密——

レギュレーション学派は、現代のさまざまな経済学の諸潮流のなかでどのような位置にあるのだろうか。彼ら自身の言い分をまず聞くことにしよう。

特集・レギュラシオンとは何であつたのか

引用文①「本書の目標は、マルクスによって確立された概念を、1世紀以上にわたって繰り広げられてきた社会の大転換の批判的分析とつきあわせることによって、この概念に含まれている可能性を発展させることである。」アグリエッタ『資本主義のレギュラシオン理論』若森ほか訳 37頁

引用文②「このアプローチの特殊性は、根本的にマルクス主義的伝統に由来する理論的着想に基づいているということであり…」ボワイエ『レギュラシオン理論』山田鋭夫訳35頁

引用文③「われわれはなによりも、マルクス主義的分析の方法や問いに対して、ある程度まで忠実である。…今日、マルクスの著作はいまなお社会科学におけるみのり多い出発点をなしている。社会分析の出発点として社会諸関係に強調点をおくということは、なお依然として、方法論的個人主義に対する類まれなる提案の一つを示しているのである。一社会の凝集（あるいは分裂）とか総体的な経済動態とかが問題であるかぎり、全体論の方法は不合理な方法などではおよそない。『レギュラシオニスト』にとって出発点は、社会諸関係（商品関係および／あるいは賃労働関係）の総体が経済的規則性に対してどういう影響をあたえるか、という問題以外のなものでもない。」ボワイエ、同上35～36頁

引用文④「われわれの説明が強調しているのは、さまざまな制度諸形態の内部での、凝集力と分裂傾向との永続的二重性の問題なのである。われわれはマルクス主義の系譜に属しているのであって、矛盾する諸要因の一時的統一にアクセントをおく。（とくにA・リピエツ）」ボワイエ、同上151頁。

引用文⑤「レギュラシオン理論は大きくはマルクス派に属しているが、レーニン主義や国家独占資本主義論を拒否する一方、アルチュセールに代表される構造主義的マルクス主義にたいしても、資本主義の歴史的变化なき再生産の主張に帰結するものだと批判する。また、市場経済の不安定性やセー法則の非妥当性を強調するかぎりでケインズ派を評価するが、新古典派の均衡理論に対しては、それが歴史や制度を無視しているとして全面的に対決する。新古典派の〈均衡〉、構造主義の〈再生産〉にかわって、〈調整〉を経済・社会認識の原点にすえようとする

のが、レギュラシオン理論である。」（山田鋭夫「レギュラシオン」『経済学辞典第3版』岩波書店）

引用文⑥「レギュラシオン理論は、マルクス、カレッスキー、ケインズ、構造主義、アナール派からその長所を大いに吸いあげたような制度学派なのである。」ボワイエ前掲書154頁

引用文⑦「レギュラシオン理論の独自性は、マルクスの問題構成のなかに計量経済学的技法を取りいれて、これを頻繁に用いてきたということである。」同上161頁

引用文⑧「レギュラシオン理論は、マルクス主義にもとづいてケインズ経済学を深化・発展させようとした」アグリエッタ前掲訳書「日本語版への序文」xii頁

引用文⑨「この（レギュラシオン）理論はマルクス主義とポスト・ケインズ主義との間に位置している」コリア「レギュラシオン理論」（平田清明ほか『現代市民社会の旋回』121頁）

以上いくつか彼ら自身が掲げている看板を見たのだが、そこには一見いかにも魅力的な文章が並んでいる反面、大変な曖昧さも目立つ。哲学や経済学の場合、曖昧さが魅力の源泉になることはよくあるのだが、その点は別にして、若手の学者を引きつける魅力はどこにあったのだろうか。

その秘密の第1は、体制および体制側の主流経済学に対してラジカルな批判の立場に立つとする姿勢にある。引用文①～④のようにマルクス的方法や着想を高く評価しマルクスの概念を利用した分析を行うなどにも見られる反体制・反権力の姿勢が、矛盾に満ちた現体制に疑念を抱き改革を志向する若者の心を捉えるのは当然である。

第2は、マルクスの方法に忠実であると言いながら、他面でマルクス的とは到底言えないような「ナウイ」軽さを持っていることである。『資本論』のような体系的理論の構築はわきに置いておいて、もっぱら資本主義の変化に関するモデル化と中間理論の形成に力を注ぐ。現代的なあるいはポスト・モダン的な思考の1パターンでもある。マルクスの壮大な理論体系を引きずる重さから解放され、マルクスも非マルクスも反マルクスも、利用できる部分はすべ

て自由に利用するという身軽さが、現代の若者に受ける一因であろう。

第3は、既存のマルクス学派の成果に対する徹底して否定的な姿勢である。マルクス主義の正統と目されるレーニン帝国主義論や、フランス共産党的国家独占資本主義論、さらには、フランスで権威のあった構造主義的マルクス主義も認めない(引用文⑤)。体制側であろうと反体制側であろうと既存の権威へは断固反抗するという姿勢も若者の共感を呼ぶ。(ただし反面、この学派は、マルクス、グラムシ、カレッスキー、ケインズ、カルドアなど著名な思想家や理論家の名前をちりばめて自らの言動に箔を付けようとする権威主義の一面を強く持ち、これが権威に弱い一部の人々を——そしてとくに舶来思想崇拜癖の残る我が国知識人の一部を——惹きつけていることも否めない。)

第4は、資本主義の変化の側面を重視することによって、ヨーロッパのマルクス学派に多い本質還元主義にくらべ、波乱に満ちた現代の諸相をはるかにリアルに捉えることが出来そうに見えたことが挙げられよう。

このことは、年がら年中「資本主義崩壊の危機を言ってきた既成マルクス派」とちがって、戦後資本主義世界における成長と安定の「黄金の30年」を強調することによく現れ、それが一転して陥るその後の危機の深刻さをかえって浮き彫りにするという鮮やかな対比のさせ方、そしてその成長と危機の両者を一貫した論理で説明できるとする自負。そういった新鮮さが強調されアピールする。

第5は、制度諸形態＝構造的諸形態、蓄積体制(外延的蓄積体制と内包的蓄積体制)、レギュレーション様式(競争的レギュレーションと独占的レギュレーション)、発展様式、フォーディズム(アフター・フォーディズム、ポスト・フォーディズム)、ホルボイズム、トヨティズム、フジツイイズム、周辺部テーラー主義、生産性インデックス賃金などなど、容易には理解しがたい、それゆえまた何か意味ありげに見える新しい独自の概念を次から次へと乱造・多用して人目を引く。「帝国主義」とか「国家独占資本主義」などというマルクス学派の古めかしい概念より、「フォーディズム」の方がはるかに斬新で現代的な響き

がするのであろう。

第6そして最後に、引用文⑦にあるように、計量経済学的手法による分析とそれにもとづいた政策提言＝体制内改良のオールタナティブ提起という、現実的な実践性をもっているようにみえること、が挙げられよう。

以上に見たように、レギュレーション・アプローチには、一見して一部の若い研究者や学生を魅了するさまざまな装置やお膳立てがそろっていることがわかる。しかし問題は、この魅力が本物かどうかである。先の引用文をちょっと注意して点検して見れば、直ちにかなりの曖昧さ・いかがわしさ・危うさが透けて見えてくる。例えばレギュレーション・アプローチは、主流経済学＝新古典派と「全面対決」と言うが(引用文⑤)、その時彼らがその軸足をおいているのは、どこか。マルクスなのか、ケインズなのか、それとも制度学派なのか？ 如何ようにもとれる文章が並んでいるので読者は戸惑ってしまうはずである。以下ではこれらの点をもう少し詳しく検討していく。

3. 経済学の諸潮流との関係

A 主流経済学との「全面対決」?

レギュレーション学派は現代経済学の主流である新古典派経済学に対し、制度や歴史を無視した均衡理論と非難し、その理論の基礎にある方法論的個人主義に全体論的holisticな方法を対置し、その点でマルクスを評価する(引用文③⑤参照)。たしかに「真理は全体にあり」(ヘーゲル)、全体と切り離された部分をいくら精緻に分析してもまた諸部分を全部寄せ集めてみても生きた総体を認識することは出来ない。だから新古典派とこの面でもまず対決しようとする姿勢は正しい。しかし、そう言うただけで問題が片づくわけではない。マルクスの方法を評価するのだったら、マルクスにおける歴史と理論の関係のさせ方、そして資本主義総体の構造と動態の認識のためにマルクスが編み出した「下向と上向」の、複雑から単純・単純から複雑への、そして具体から抽象・抽象から具体への、絶えざる往復運動を通じての分析と総合という方法の内容に立ち入って検討し、新古典派の方法と比較すること、そしてその中で自分自身

特集・レギュレーションとは何であつたのか

の方法を確立していくことが必要だろう。(われわれは、マルクスの方法がはたして常に正確な総体認識を保証するのかどうかを、現実を素材にしながら常に反省しつつ現代資本主義に向き合っているつもりである。)レギュレーション派にそのような方法的反省の深まりが見受けられないのは残念である。

次に、新古典派の均衡理論にたいする否定の仕方の問題である。私見によれば、完全競争下の完全雇用均衡とパレート最適の達成といった新古典派の基本命題を否定ないし批判するためには、その完全競争モデルがいかに資本主義的競争の本質的特徴を捨象してしまった虚構にすぎないのかを、はっきりさせねばならない。そのような理論的対決のためには、資本主義的競争による均衡化のあり方(=「たえざる不均衡のたえざる不均衡化」)やその意味についてのマルクスの把握を基礎にする以外にないと思われるのだが、レギュレーション派はそこまで踏み込もうとはしない。競争による均衡の問題は、いうまでもなく価値法則の貫徹(恐慌による暴力的均衡化のプロセスを含む)とその意味の認識に密接にかかわる。ところが、レギュレーション派は、価値論における諸経済学問の対立にかんして「生産価格にあたるものが市場価格動向のレギュレーターになるということ」を認めれば、それで十分なのである。いくつかの仮定をおけば、客観的価値論・主観的価値論・対称的価値論(訳文のママ)は同一の結論に到達するのである。(ボワイエ『前掲訳書』60頁)といった表面的な把握で済ませようとする姿勢を示す。そのなかに、新古典派の均衡論と基礎のところで対決する力は求むべくもない。だから「全面対決」といっても底の浅いものにならざるをえない。

なお最後に、「全面対決」を唱えながら、新古典派の理論=市場万能論にもとづく全面的規制緩和と政策あるいは国家介入の可能な限りの排除、そしてマネタリスト的金融政策など、新自由主義的政策とレギュレーション派はどう対決しいかなる代案を提示しようとするのか、レギュレーション派の最近の動向を見ても判然としないという点を付け加えておく。

B ケインズ主義との距離も不明。

持続的成長の終わった70年代初頭以降、「ケインズは死んだ」「ケインズ財政の破綻」「ケインズ時代の

終焉」としてケインズ政策の無効性・ケインズ理論の誤りにたいする全面攻撃を展開したのが、フリードマンらマネタリストの理論であり、供給サイドの経済学や合理的期待形成論などを含めた最新バージョンの新古典派であった。これらの理論にもとづくサッチャリズムやレーガノミクスなど「新自由主義的政策」が世界中で支配的となったことともあいまって、フリードマンらの学界における勢力はいや増すばかりで、それに比例してケインズ派の後退は著しい。もちろん新自由主義政策の不成功・危機の深化のなかで80年代後半以降「ケインズの再生」「ケインズの復権」の声も出てはくるが、まだ弱々しいのが現状である。

レギュレーション派が新古典派と「全面対決」するという場合、当然この新古典派対ケインズ派の対立の中に自らをどう置くのかが問題となろう。簡単にいえば、ケインズの立場からの反撃に基本的に組みするのか、あるいは一線を画しつつ協同するのかわる。新古典派との「全面対決」において、ケインズの立場からの反撃とそれはどの程度共通の要素を持つのかと言いかえてもいい。レギュレーション派がケインズを評価しケインズの長所を採ると自認している以上、あるいは自らを「マルクスとケインズの間」に位置づけている以上、われわれが、この問題への答えを期待するのは当然といっていであらう。

ところが、この点実にははっきりしないのである。それも当然であって、レギュレーション・アプローチがケインズとどのような距離にあるのか、どこにも明言されていない、すなわち、ケインズの思想・理論と自らのそれを全面的につきあわせて、共感する部分、論理的に受け入れるもの、拒否する点、などをはっきりさせているというわけではないからである。たとえば、「ケインズの長所(も)大いに吸い上げる」(引用文⑥)という場合、長所とは一体何なのだろうか。「市場経済の不安定性やセー法則の非妥当性を強調する限りでケインズ派を評価する」(引用文⑤)とある。しかし、その限りでは、ケインズの数十年も前にマルクスがより明確に指摘しているところであって、「マルクスの系譜に属する」と自称する学派としては、何もケインズを持ち出すまでもないはずである。このようにレギュレーション派にはケイ

ンズ特有の思想や理論の内容に対する突っこんだ評価も批判も見あたらないので、以下では断片的な言及を手がかりにして推測しつつ、いくつかの点についてこの学派とケインズの間を探り、問題を提起してみよう。

第1は、ケインズと新古典派とのいわば理論的妥協をどう考えるのかという問題である。

よく知られているようにケインズは『一般理論』の最終章で「もしわれわれの中央統制によって、できる限り完全雇用に近い状態に対応する総産出量を実現することに成功するなら、古典派理論はその点以後再びその本領を発揮するようになる」と述べているし、新古典派理論と同じ前提条件の多くを含んだモデルを設定した。この点についてポール・オルメロッドは、これは当時「経済学界からできるだけ多くの仲間を味方につける狙いがあったから」だが、その結果ケインズは足をすくわれることになる、すなわちケインズ「一般理論」が新古典派の一般理論の中の特殊事例の一つとして吸収統合されてしまうことになった原因を作ったのはケインズ自身にある、と主張する（『経済学は死んだ』斉藤訳 200頁 203頁）。このような判断については、ケインジアンの間でも各種の異論が当然ありうるが、60年代に一世を風靡したサミュエルソンの「新古典派総合」、80年代の「新しいケインズ経済学」の新古典派への接近、そして最近のマクロ経済学における両者の混交ぶりなどを見れば、ケインズの立場にたちながら新古典派と「全面対決」するということの難しさが窺えよう。「全面対決」にとって避けて通れない問題のはずなのに、レギュラシオン学派はこういった問題におよそ関心を示そうとしない。この無関心は、ケインズに関しても、基礎理論の当否はできるだけ論じないままで済まし、より具体的なレベルで利用できるものは利用するというレギュラシオン派の特徴をよく示している、といえよう。

第2は、投資の乗数効果の位置づけ、あるいは投資と消費の関係というケインズ理論の中心命題にかかわる問題である。

ケインズ『一般理論』は、有効需要と総雇用量の決定のメカニズムを解明しようとしたものだが、そこにおいて決定的な役割を果たすのは投資の量であ

った。消費性向がその性質上大きく変動しない以上、総消費は総所得の大きさによって決まる。それゆえ投資の大きささえ決まれば、それによって総所得と総消費の大きさが、さらに総生産と雇用量が決定されるということになる。投資が雇用の水準を決定するというこの乗数理論は、所得の変化が投資の変化をひきおこす加速度原理で補完され、さらに、投資の供給能力増大効果と技術革新の影響をも取り込んで、ポスト・ケインジアン経済変動・経済成長論へと発展していく。しかしそこでも、投資こそが原動力であり基本的決定因だとする位置づけは一貫して変わらなかったはずである。（なお、資本蓄積こそ独立変数であって雇用量や賃金水準は従属変数だと見たマルクスも、資本主義発展のエンジンは投資だとしたシュンペーターも、この限りでは同じだといってよい。）

ところが、レギュラシオン派のフォーディズム論では、投資はずっと従属的な位置に追いやられている。戦後30年間の「黄金時代」、持続的な経済成長を成功させたフォーディズムは、大量生産・大量消費の蓄積体制であったが、それを主導したのは、消費支出の増大であり、そのもとは実質賃金所得の増大だとされる。では、この実質賃金所得増＝消費支出増をもたらしたのはなにか。レギュラシオン派によれば「高賃金」であり、それはまずテラー主義による生産性上昇があつて、この生産性上昇の成果が生産性インデックス賃金制度という労使妥協によって労働者に公平に分配された結果だと見る。「賃金主導の成長」「消費主導型の成長」「第2部門主導型の蓄積体制」とかいう言い方がしばしばでてくる所以である。資本主義における賃金や消費支出の増大を基本的に投資→雇用の増大から説くケインズと真っ向から対立する見方（さらにはマルクスにもシュンペーターにも対立する見方）といつてよい。

（ある時期をとれば、たしかに消費拡大が先行して景気を引き上げるという局面はありうる。過剰の生産能力と原材料の存在を前提したうえで行われる所得税の大幅減税の効果だとか、戦時の強制貯蓄が戦後一挙に消費支出に向かった局面などである。しかし、一時代も続く持続的成長を賃金や消費が「主導」したと捉えるのは、無理というものだろう。）

特集・レギュラシオンとは何であつたのか

第3は、70年代以降の構造的危機のケインジアン理解にかかわる問題である。

現在、膨大な過剰生産能力の存在と投資機会の欠如という点で、生産能力に比して有効需要の不足は巨額にのぼる。だから今こそケインズ政策の出番なのだというケインジアン主張が声高に叫ばれる（我が国ではたとえば丹羽春樹『ケインズ主義の復権』1987年が、防衛支出を中心にした巨額の財政出動の必要性和妥当性を主張する）。そしてこの巨額なケインズの財政支出を阻む財政危機やインフレ懸念そして国際収支危機などの諸条件がさまざまに議論される。佐和隆光氏のようにグローバルなケインズ政策に唯一の活路を求める見解も登場し、それを実現するための国際秩序の構築が提起されたりもする。ところが、レギュラシオン派にとってそのような問題は枝葉末節であって、検討にも値しないらしい。たしかにレギュラシオン派にとって見れば、フォードイズムの危機は、財政支出の増大によって解決されうる問題ではなく、何より適切な調整様式によって誘導される新たな蓄積体制・発展様式の確立こそ探求されるべき課題だからである。この点レギュラシオン派の問題認識は、ケインズ派のそれとはかなり異質であり、それなりに理解できる。ただ反面、インフレ問題、国際収支危機、財政危機、あるいは国際秩序の構築といった重要な政治経済問題から目をそむけ、自らの視野をかえて狭くしてしまっているきらいはないだろうか。

第4は、ケインズの思想とかかわる問題であり、それはまたマルクスとケインズの接合の可能性にかかわってくる。

引用文⑨は、レギュラシオン理論がマルクス主義とポスト・ケインズ主義との間に位置しているという自己認識であるが、両者の「間」といってもそれは見方によってかなり広くかつ深いはずである。その「間」のどこらへんに、またどのように位置するというのだろうか。そう簡単に納得できる問題ではない。

たとえば失業問題をとってみても、支配階級の一員であるケインズにとってそれは、資本主義体制の維持のために解決しなければならない問題であつた。失業による人間の苦しみ・不安・人間性の崩壊に同

じ人間として共感を示したわけでも何でもない。だから、政府が雇用の量さえ提供すれば問題は解決されるという、雇用の質や内容を問おうとはしない安易な態度がでてくる。全く無意味なことが分かり切っている仕事「たとえば壺を地中深く埋めてまた掘り出すという仕事でさえ与えないよりましだ」という認識であつた。ひるがえって、レギュラシオン学派が「黄金の30年」を言うとき、「恒久的戦争経済」（S・メルマン）とさえ言われた冷戦下の継続的巨額軍事支出やベトナム戦争＝大量殺戮・大量破壊によって初めて資本主義諸国の高雇用が実現したという関係に思いをいたさず、ひたすら安定と成長と高雇用を賛美してしまう。ここにはケインズや大多数のケインズ経済学者たちと同じ思想的限界が露呈しているといえないだろうか。「黄金の30年」＝「フォード主義の全盛期」を説くレギュラシオン派の文献の中に冷戦やベトナム戦争への言及が皆無に近いことは、注目に値する。（なお、戦後25年の時点ですでに、軍事支出に依存した成長と高雇用の問題性を鋭く突きケインジアンの大多数に自己批判を迫った例外的存在としてケインズの愛弟子J・ロビンソン女史の1971年の有名な講演「経済学の第2の危機」があつたことも付記しておく）。

殺戮・破壊をほしきままにされるベトナムの人々と大地、そして反道徳的な大量殺戮を半ば強制されつつ遂行する米軍兵士たちの苦しみと精神的荒廃、かかる大戦争の経済的效果に酔う人々の退廃、暴力化・麻薬化の中で進行する家族・社会の解体・・・、「黄金の30年」のかかる負の側面に目を配ろうともしない経済学に、はたして「批判的経済学の刷新」の旗手を自負する資格があるといえるのだろうか。

C 制度学派の長所いずこに？

引用文⑥はレギュラシオン派があきらかに制度学派の一種であるという宣言である。「マルクス学派に属する」という他の看板（引用文④⑤）と抵触するのでは？といった点は大目に見ておこう。問題は、レギュラシオン派が制度学派の長所を真に受け継いでいるかどうかという点である。

T・ヴェブレンに始まる制度学派は、ひろい意味での経済制度（人々の慣習的思考様式や集団的活動様式）の累進的進化過程を実証的に研究しようとす

る学派である。有閑階級・営利企業・不在者所有制にかんするヴェブレンの研究、労働組合・企業集中にかんするコモンの研究、景気循環にかんするミッチェルの研究など、今世紀初頭から30年代にかけて最盛期を迎えたが、その後マクロ経済学や新古典派理論の隆盛にともなって表舞台からは消える。ただその後の20世紀後半にもその伝統は、米国の社会科学の底流として脈々として流れてきている。(W・ミルズのパワー・エリート研究、W・アダムスのアメリカ産業構造論、S・メルマンの軍事経済研究、B・ミンツラの企業権力構造の研究など、まさに制度学派的実証研究の成果だといえるし、またマルクス主義者のP・スウィージーの独占資本研究に、またケインジアン/J・K・ガルブレイスの「新しい産業国家」論に、さらにまたワルラシアン/J・S・ペインの産業組織論にも、実証研究を重視する制度学派の伝統の影響を見ることができよう。)

このような良質の研究成果を残してきた制度学派の伝統から、われわれも大いに摂取する必要があると考えているが、そういう観点から見たとき、レギュレーション派の現状はどうであろうか。歴史や制度の重視を唱え自ら制度学派を名乗るにしては、彼らによる資本主義の歴史研究や実証研究はあまりに貧弱である。

まず彼らの重視する制度諸形態・調整様式・蓄積体制が歴史的にどう変化してきたのかの問題。19世紀の米国・フランス、イギリスのそれぞれについてアグリエッタ(前掲書)、ボワイエ(同)、山田(『レギュレーション・アプローチ』1991年、78頁以下)が言及し類型化を試みているのだが、制度学派的な事実に密着した綿密な研究を基礎にしたものとは到底言い難い。さまざまな立場から行われ蓄積されてきている歴史研究と比較すれば、その貧弱さは覆うべくもないので、これ以上の説明は避ける。

次に20世紀後半の現状分析について。フォーディズムを特徴づける独占的調整の内容で決定的に重要と思われる点についてみてみよう。

まず「独占的調整を条件づけてきた権力ネットワーク」という問題をもっと明示的に提起すべきであるにもかかわらず、「レギュレーション学派は今日までのところ政治権力と経済権力との諸関係にほとんど

意を注いでこなかった。」(ボワイエ「アメリカの危機」『経済評論』1989年3月号、20、21頁)という点、これは制度学派の伝統から見ても残念な面だが、自ら認めているので今後を期待しよう。次にフォーディズムの中で果たしてきたテラー主義の役割があまりに過大評価されてはいないだろうかという点がある。全産業労働の中でテラー主義が生産性上昇にどの程度の率と拡がりで有効だったといえるのか、何の実証的論拠も提示されていない。また山田氏でとくに強調される「生産性インデックス賃金制」についても同様である。フォーディズムの「黄金の回路」の中で中核的な役割を演じたとされる「生産性インデックス賃金制」の実態と影響範囲は、実例も数値も一切挙げられていないのである。

もし制度学派の伝統に従ってこれらの点についての実証研究を徹底させるなら、フォーディズム・モデルが実際と大きく食い違う観念的産物でしかないのが、はっきりするかも知れないのである。(たとえば、フランスでの生産性インデックス賃金制は、公務員についての1968年協定がはじめてと聞く。とすればすでにフォーディズムが危機状況に入る時代であり、フォーディズムがうまく機能した時期はほとんど無かったと言うことになりかねない。)

4. マルクス理論の全面放棄へ?

現代経済学的一大潮流であるマルクス経済学との関係はレギュレーション学派によっても重視されているので、ここに節をあらためて論じよう。ただこの問題については、アグリエッタの最初の著作『資本主義のレギュレーション理論』とその後のバリ派主流やとくに我が国の山田氏の論調とを分けて論ずる必要があろう。

前者すなわちアグリエッタにおいては、引用文①に見られるような姿勢が、すなわちマルクス理論を発展させ現実に適用しようとする意欲が見受けられる。価値論、剰余価値論、蓄積論、再生産論、一般的利潤率・生産価格論にいたるマルクス理論を大変な努力をしてそれなりに消化し、それらを駆使して現実を切ろうとする。フォーディズムにおける「消費ノルム」を問題にする場合もマルクスの「労働力の価値」概念を意識しその具体化・豊富化をはかる

特集・レギュレーションとは何であったのか

うとするし、また乗用車の普及の初期に需要を形成した管理者層の所得を剰余価値の分配分としておさえる、さらに、加速度償却制も資本価値破壊の促進としてその制度化の意義を捉えるなど、追従者たちに比べてはるかに謙虚にマルクス理論に学び、その深化・発展を企図しているといつてよい。

また、フォード主義的労使妥協の一側面としての労働者からの権利剥奪という場合も、冷戦下のタフト・ハートレー法の施行といった状況を前提にした政治的・経済的諸権利の剥奪を捉えるのであって、後のレギュラシオニストのようにテラー主義の強制というような経済主義的把握にはとどまっていない。だからまたフォーティズムの時代の認識についても追従者たちの「黄金の30年」の一面的賛美とは違う厳しさがあるし、将来の蓄積体制の見通しについても、金融資本による国家支配や全体主義への傾斜の可能性を警告するなど、体制批判の姿勢を堅持する。

レギュレーション学派形成の契機を作った初期アグリエッタのこういったマルクスの側面や体制批判の精神は、その後追従者たちによって次第に薄められ、逆に非マルクスのあるいは反マルクスの側面が肥大化させられていく。とくにこの傾向は、我が国のレギュレーション派の指導者山田鋭夫氏の場合にいちじるしい。

山田氏によれば、マルクス『資本論』は19世紀イギリス資本主義の分析であって、資本主義一般の理論や基礎理論ではありえない。しかも彼によれば19世紀イギリスは、生産性上昇もわずかでもつぱら絶対的剰余価値の増大に依存する「外延的蓄積」の時代であり、賃金は労働者の生存費に限定されていた。その時代の理論でしかないマルクス理論で現代を分析できるはずはないと考えるらしい。

では氏は、マルクス理論に代わっていかなる一般理論を自己のものとして提示するのだろうか。実はそれへの答えは無いのである。一般理論は「あってもいいかもしれないが」という認識であって、もっぱら中間レベルの理論の構築にいそしむ。だから彼の蓄積体制論で「剰余価値」という言葉が使われたとしても、それはマルクスの価値論・労働力の価値論を基礎にした剰余価値論ではない、というよりは

かない。だからまた氏が、マルクスに従って賃労働関係を重視すると自称しても、その内容は、剰余価値論＝搾取関係論そして資本蓄積論＝資本賃労働関係の拡大再生産論を抜きにした労使妥協の発展論になってしまう。さらにまた、マクロ的發展回路の中に賃労働関係を位置づけるという試みも、マルクス再生産表式論の着想を活かしたものとはとてもいえない。

山田氏はマルクス理論の発展としての独占資本主義論・帝国主義論あるいは国家独占資本主義論を拒否し、それらを賃労働関係を無視した段階論だとして、さらに資本主義崩壊論と直結した議論だとして攻撃する。この批判は、現在のマルクス経済学への大きな誤解ないし曲解に基づいたものであるが、その点については、筆者と山田氏さらに宇野学派の伊藤誠氏をふくめた学会討論の記録がでているし（『経済理論学会年報』第33集）、またその相互批判と討論部分を拡充した『現代資本主義を見る目』（仮題）が三者の共著の形で青木書店から近々出版される予定なので、参照していただきたい。

5. むすび

ケインズ経済学、制度学派、マルクス経済学それぞれの要素を少しづつ取り集めて表面を飾っているが、根本のところはそれらのどれでもない、というのが現在のレギュレーション・アプローチの実態だといつてよい。はたして独自の経済学として確立されていくかどうかは不明であり、日本のそれが輸入学問から脱却するのもまだ先の話であろう。

マルクス学派からすれば、正面から批判されるのは望むところであるし、受け止めるべき問題提起もないわけではないと思う。しかし、安易なマルクス批判が喝采を博しがちな時流に棹さして誤解に満ちた批判を繰り返すのでは、建設的な相互批判・論争は育たない。アグリエッタの初心が忘れられてきたことが残念である。……相互に切磋琢磨しつつ批判的経済学の刷新・発展を協同して行う日の来ることを期待していたのだが。

（慶応義塾大学名誉教授）



ILO第96号条約（有料職業紹介所に関する条約）改正問題

伍賀一道

経過

ILO第96号条約（有料職業紹介所に関する条約）は1997年6月開催のILO85回総会において改正される見通しである。

すでに1960年代後半頃より、当時台頭してきた労働者派遣企業をILO96号条約の有料職業紹介所に含めて取り扱ってよいかどうかをめぐる議論がおこなわれていた。1966年、スウェーデン政府からの問い合せにたいして、当時のILO事務総長は労働者派遣企業は96号条約で定めた有料職業紹介所の定義を満たすとの見解を示し、「条約と勧告の適用に関する専門委員会」も同様の立場を取った。1970年代から80年代にかけて労働者派遣企業の問題を総会の議題とする要請が繰り返されたが実現には至らなかった。

この間、伝統的な職業紹介業、労働者派遣企業の他に、人材スカウト企業、アウトプレースメント業、外国人労働者斡旋業者などさまざまなタイプの民間業者—以下、これらをPREA (Private Employment Agencies) と総称する—が新たに登場してきた。ILO事務局は各国の労働市場で機能している種々のPREAの影響を評価するために、1988年から90年にかけて25カ国で調査をおこなった。この調査結果をもとにILO事務局は、92年の理事会でPREA問題を第81回総会（1994年）の一般討議項目として議題に含めるように提案し、ようやく認められた。

以上のようなILOの動きと並行して、ブラジル、フィンランド、ドイツ、スウェーデンなどILO96号条約批准国があいついで同条約の破棄通告をしたこと、このほかにデンマーク、オランダ、オーストリア、

スペインなどが民営職業紹介業者の営業を許可するように転換したことなども、96号条約の見直しの動きを加速している。

第81回総会（1994年6月）

ILO事務局は、前述の調査をふまえて第81回総会に向けてリポート（The role of private employment agencies in the functioning of labour markets, International Labour Conference 81st Session 1994 Report VI, ILO, 1994）を刊行し、各国政府に送付した。

1994年6月の第81回総会ではPREA問題を集中討議するために、三者構成（使用者側、労働側、政府代表）の委員会が設置された。委員会は計11回の会議を開催し、最終回の委員会で次の点を含む決議を満場一致で採択した。

○使用者（求人企業）が各種PREAを利用して労働者を募集する自由を認める。

○PREAは労働者にたいして弊害をもたらしやすいため、労働者と求職者にたいする保護を確実にする措置を取るべきである。

○公共職業安定組織とPREAとの恒久的な協力関係を築く試みを支持する。

○求職者からは手数料を徴収しないとの原則は維持すべきである（ただし上級専門職や管理職は除く）。

○以上をふまえて96号条約の改正手続きに入ることを支持する。

これを受けて総会では上記の委員会決議を採択し、総会として96号条約を改正すべきとの結論を支持したのである。

国際・国内動向

第85回総会（1997年6月）に向けた動き

第81回総会での決定を受けてILO事務局は、1996年2月に第85回総会にむけた報告書を公表した（ILO, Revision of the Fee-Charging Employment Agencies Convention (Revised), 1949(No.96), ILO, 1996）。この中には先の委員会決議の内容が盛り込まれている。また、報告書末尾には新条約に含めるべき内容に関して各国政府にたいする質問書が添付されている。

なおこの質問書にたいする各国政府の回答期限は96年6月末日であったが、政府が回答する前に各国を代表する労使の団体と協議しなければならないとの規定があるために（ILO総会議事規則）、日本の労働省は連合や全労連にも意見を求めた模様である。

日本の規制緩和推進論者は、ILO96号条約が改正されることになった点だけを取り上げ、規制緩和推進のはずみとしようとしているが、この報告書を正確に捉えたと決して規制緩和一辺倒ではないことがわかる。以下、その要旨を紹介したい。

ILO報告書が提起したもの

ILO報告書は、「96号条約は時代遅れになっている」と断定し、96号条約にかわる新しい条約と勧告を設けるとの方針を示している。96号条約が時代遅れと判断するのは、第1にPREAが規制の対象としてのみ扱われ、労働市場におけるPREAの役割が触れられていない、第2にPREAの弊害にたいして労働者を保護するための十分な規定が盛り込まれていないためである。

そこで、報告書は新しい条約、勧告の基本的考え方として次の点を示した。

- 1) PREAが労働市場の機能の改善のために寄与していることを認め、新たな制度的枠組を確立すること、
- 2) PREAの弊害にたいして十分な労働者保護の措置を講ずること、
- 3) 労働市場のすべての参加者の関係を改善し、何よりも公共職業安定組織とPREAとの間に効果的な協力関係を樹立すること。

PREAの弊害にたいする具体的な保護措置として、報告書は、1) 求職者からの手数料の不徴収、2) PREA

が参入した場合の求職者の個人データの保護、3) 雇用面での差別禁止、機会均等、4) 争議への不介入（争議中の企業には労働者を紹介、派遣しないこと）、5) 虚偽の広告、虚偽の職業紹介の防止、などを示している。

また、公共職業安定組織とPREAとの協力関係については両者の分業を提案している。公共職業安定組織にしかできない分野（たとえばハンディキャップをもつ人達への職業紹介）、PREAが得意とする分野（労働者派遣事業など）をそれぞれ分担すべきとの考え方である。

いくつかの問題点

① 規制緩和と労働者保護とはどこまで両立しうるか

これまで見たようにILOの議論の特徴は、PREAの公認と公共職業安定組織との協力関係の樹立など、従来の規制を緩和することを提案するとともに、他面で新たな労働者保護のための具体的措置を提起している。要するに、規制緩和と労働者保護の二本立てである。このどちらが前面にでるのか、それはILO第85回総会にむけた議論と取り組みにかかっている。規制緩和が優先すれば労働者保護の側面は後退せざるをえない。他方、労働者保護が強調されれば、規制緩和の側面は抑えられるであろう。両者は本来的に相反する性格をもっているため、その同時拡大は困難である。

ILO報告書は、PREAの活動を容認しつつも、PREAによって適正な労使関係や団体交渉機能が損なわれることを警戒している。労働者派遣事業を例にとると、派遣元企業、派遣先企業、派遣労働者の三角労働関係は派遣先企業の使用者責任をあいまいにし、派遣労働者の労働基本権の行使を事実上困難にしている。派遣労働者の増加は正規労働者の削減と一体の関係にあるため、労働者全体で見れば労使関係の形骸化、団体交渉機能の弱体化につながる惧れが高い。ILO報告書はPREAの公認、労働市場の中での積極的位置づけと労働者保護との両面を追求するとしているが、この一例を取ってみても両立は難しい。

② 公共職業安定組織とPREAとの協力、補完の関

係について

さきに見たようにILOは、これまでの公共職業安定組織による職業紹介事業の独占を批判し、PREAと公共職業安定組織との補完、協力関係の確立を提案している。具体的には両者の分業の奨励である。ここで懸念されることは公共職業安定組織は、PREAが忌避するより困難な分野への集中を迫られ、PREAはより有利な分野に特化するのではないかという点である。このことが「公共職業安定組織はPREAに比べ非効率」との批判をさらに加速する惧れがある。

ILO報告書は公共職業安定組織とPREAとの協力、補完の先行事例として、特定のサービスをPREAに委託する形態を紹介している。スイスのセントゴール州ではPREAが公共職業安定組織の委託を受けて、職業紹介やカウンセリングを実施したり、また求職

コースやその他のサービスをとおして、長期失業者を含む求職者の動機づけを行うなどの活動をしている。労働行政の民間委託は日本でもさまざまな分野ですで行われているが、この場合の委託先は労働省所管の公益法人や関係業界団体であり、PREAが自由に受託できるわけではない。ILOは別の箇所ではPREAにたいする政府の許可制の廃止または緩和、業界の倫理綱領による代替を示唆しているが、許可制の廃止、緩和と職業紹介行政の民間委託との両立は困難であろう。

いずれにせよ1997年のILO総会までに、あるいは総会の中で、規制緩和と推進勢力と労働者保護をより強く求める力とがぶつかりあうものと思われる。96号条約改正をめぐるILOの議論の中の規制緩和の側面だけが取り上げられることのないよう、議論の論点を正確にとらえる必要があると思われる。

(会員・金沢大学教授)

アメリカの雇用不安

— 『ニューヨークタイムズ』の大特集より—

仲野（菊地）組子

1990年代に至ってアメリカ合衆国のマクロ経済指標は、インフレ率、失業率、企業利潤、株価、どれをとっても80年代に比して著しく良好になった。クリントン大統領は「インフレ率と失業率をあわせた不快指数は1968年以来最低水準」（『大統領経済報告書』1996年版）であると豪語している。しかし実質賃金は低下し、レイオフ数は90年代に至ってさらに増大している。80年代のレイオフはブルーカラーが中心であったが、90年代はそれに加えてリエンジニアリングによるホワイトカラー中高年の中間管理職層のレイオフが増大してきたからである。

ここに紹介する『ニューヨークタイムズ』の特集「アメリカのダウンスाइジング」は、主にこのホワイトカラー中高年層のレイオフの実態に迫っている。この大特集は1995年12月に実施された男女、成人、

1265名を対象にした100項目のインタビューによる全国規模調査にもとづくレポートである。レポートと言っても、単純な調査のまとめではなく、ほとんどが実名入りの体験、心境、意見で綴られており、調査の数値はそれらを裏づけるための全体傾向を示すものとして使われている。またこのレポート自体、1日分で全ページ（写真入り）にして2.5ページから5ページほどの記事が7日間分という量であり、まさに大特集と言える。内容は、3月3日「ビジネスの戦場—何百万人の臨時雇用者」では、レイオフの全体状況と人々の適応の仕方をのべ、4日「家族のような会社はもはやない」では、チェースマンハッタン銀行とケミカルバンキングの合併過程に焦点を合わせている。5日「尊厳に大きな穴があいて」では、レイオフ、雇用不安による家族の崩壊を取り上

国際・国内動向

げ、6日「わがまちは様変わりして」では、オハイオ州ディトン市の変わりはてた姿を企業や住民の市とのかかわりの中でさぐっている。7日「70年代のクラス仲間達一傷ついた勝利者」では、1970年代のバックネル大学のあるクラス仲間の追跡調査から、80年代、90年代に翻弄されながらも生き抜いてきた人生を紹介し、それについての意見をきいている。8日「レイオフの政治学—メッセージの研究」では、今日の政治家達の見解や、選挙民の反応をさぐっている。9日「レイオフをさけるための回答を求めて」では、企業、労働者、政府の今できることを考察している。このように記事はレイオフを職場、家族、地域、個人の人生など多角的に描き出すことから、政治、政策まで全般にわたっている。しかしなんといっても圧巻は、1人1人の労働者が語る雇用不安の姿である。そこで以下では、大不況以来の「ジョブ・インセキュリティ」と言われる「雇用不安」の実態を3点に絞って紹介したい。「レイオフの全体状況」、「レイオフ後の雇用不安」、「レイオフされずに生き残った人々の不安」である。

レイオフの全体状況

調査によると、この15年間（1979～1994）に全所帯数の1/3が、本人ないし同一所帯の誰かが職を失った経験を持ち、隣人、友人、親戚を含めると72%がレイオフされたことがある。そして10人に1人が失業のために生活は重大な危機に陥っている。72%の人は、レイオフは、もはや恒常的なものだと考えており、半数の人が子どもたちは親の世代よりよい生活ができないと思っている。そして将来の不安に備えて65%の人が、日々の生活を切りつめている。

このような失業（ジョブロス）を招く要因として、レポートでは、①技術進歩、②仕事の下請化、③ウォール・ストリートの戦略の3点をあげている。レポートのいう③のウォール・ストリートの戦略とは、合衆国では株主の発言権が強いため、株価の維持・上昇を目標にして経営が行われることを言う。こうなると、長期的な展望のもとでの労働者の技術訓練への投資は敬遠され、下請化やレイオフによって短期的な利潤を上げようとする傾向が強くなる。現にシアーズ社はレイオフ発表後、株価は4%上昇し、

ゼロックス社は7%上昇したという。そして今日のレイオフは、従来からいる人員が過剰ゆえに削減することに加え、企業にとって不必要な人間を削減し、必要な人間に取って替えるのである。チェースマンハッタン銀行とケミカルバンキングの合併では、12,000人がレイオフされたが、その「選別の基準ガイド」では、①これからの企業にとって価値のある人かどうか、②合併による急速な環境変化の中で必要とする重要な技能をもっているかどうかの2つが重視され、両銀行の人数のバランスのみを求めているとしている。

レイオフ後の雇用不安

1993年から95年の3年間でクリントン大統領は800万の雇用を創出したという。しかしその間『ニューヨークタイムズ』によれば、レイオフ者数は998万である。この意味するものは、労働者は失業と就職を交互に経験し、15年の間ではそれを何度もくり返す人さえもでてくるということである。労働省の調査では、1991年から92年にレイオフされた人の1994年1月時点での職は、35%の人が以前と同等かそれ以上の賃金があり、25%の人はフルタイムではあるが賃金が低く、8%の人はパートタイマー、8%は自営業、24%は失業のまままたは就職活動をしていない状況にある。『ニューヨークタイムズ』の調査では、15年のうち1回の転職者は56%で、2回以上は39%である。失業期間は3年以内が35%、3～5年が22%、6～9年が13%、10年以上が26%となっている。リブ・ブラウンは高校を卒業して一年間大学に行って単位をとった40代の女性であるが、彼女は80年代に3回レイオフにあった。つまり時給8.5ドルの食肉の包装工場をレイオフされ、次に銀行の郵便ルームで時給7.25ドルで働くが、そこもレイオフされ、次に新聞の積み込み作業で時給4.75ドルの職にありつくが、そこでもまたレイオフにあい、目下は時給4.25ドルのオフィスの清掃職であるという。またレイオフが中高年層に与えるショックは大きく、「ポスト・トラウマティック・ストレス」症候群といわれる精神的落ち込みからくる病を招いているという。

レイオフされずに生き残った労働者の不安

他企業に買収され大量のレイオフを出した大製薬会社の生き残り女性中間マネージャーの日記がある。

○月○日ー労働者それぞれに不安という大きな雲がのしかかっている。会社は必要なことを語らない。新聞から情報を得なければならない。まんじりともしない夜が続く。○月○日ー毎日、友人Gとランチをとる。彼はユーモアの精神をもつ、この業界には得がたい価値をもった人間だ。恐らくこの州以外の地に配転されるだろう。つい20ヶ月前、この国の約半分をまたいで来たというのに。そしてもう彼とは再び会うことはないだろう。○月○日ー会社は買収された。この吸収は何千という人々の失業になる。それが雇用者の最大の関心事。きょうBに会った。彼には仕事は与えられなかった。打ちひしがれおびえ、2人のこどもの大学の授業料は払えない、ローカルな学校に移るかどうかわかんねばならないという。私が新しい親会社の雇用者としていかに「シンドラーのリスト」に載ったとしても、こんな事態の中で、その喜びは、一体何の意味があるというのだろう。

チェスマンハッタン銀行では過去2度レイオフを行った。その後、先任権やまともな付加給付は無視され、1994年には、“キャリア・ビジョン”と称するフレキシブルな仕事の配置をめざした労務管理が進行し、自己評価テスト、キャリアフォーラム、チームワークのような技能訓練が展開された。キャリア開発テープがそなえつけられ、自分を“価値ある労働者”につくりあげることをめざし、労働者は忙しく黙々と「独立請負業者」のごとく働くようになった。そして“価値ある労働者”だけが合併後、3度目の「シンドラーのリスト」に載るのである。労働者の、仕事を失いたくないという意識は強い。『ニューヨークタイムズ』の調査では、もし仕事が確保できるならば、「教育・訓練をさらに行う」(93%)

のはもとより、「長時間働く」(82%) ことも辞さず、「休暇を削る」(71%)、「付加給付は少なくてもよい」(53%)、「上司に度々さからうことはしない」(48%)、「賃金は少なくなってもよい」(44%) という。まさにサバイバル競争といえる。

以上みてきたように、「雇用不安」は、失業者も就業者も、すべての労働者にとっての雇用不安である。そして雇用はもはや“マイジョブ”という自らの社会的存在を職業で表わし、愛着をもって遂行するものではなくなっている。一度、“マイジョブ”を失うと、あとは最低賃金の仕事の渡り歩きが待ちうける。ヨーロッパでは失業保険が生活を保障するが、ここ合衆国では、一時的な仕事(テンポラリーワーク)で自ら食いつながねばならない。これがヨーロッパとの失業率のちがいとなって統計に表われる。つまり合衆国は失業率が低く、今や自然失業率だと。『ニューヨークタイムズ』のこの大特集は、ここが大統領選挙の争点なのだと主張しているように思える。

この大特集は、レイオフについて記した様々な文献の中で、当人達の言葉によってその状況をリアルに示し、それらの証言をより包括的な調査で確かなものになっている点で非常にすぐれたものである。この原稿をまとめた今、筆者は、「民衆経済学センター」が『大統領の経済報告』に対抗して編んだ『人民の経済報告』が、新保守主義を批判して「経済政策は経済機構の中で人間が基本的に重要な存在であることを認めるところから出発しなければならない」(宮川重義・筒井義郎訳『病める経済アメリカ』多賀出版、1991年、11頁)と明言したのを思い出している。

付記：この調査結果の原文は、『ニューヨークタイムズ』、Michael Kagay, News Surveys Editorから静岡大学三富紀敬教授へ提供されたものである。記して両氏に謝意を表したい。

(関西大学大学院生)

国際貧困根絶年—そして、豊島区母子餓死事件を契機に

小川政亮

憲法25条にかかわらず

国際連合は、1996年を国際貧困根絶年と定めた。深刻な雇用不安、高まる完全失業率、国保料・税の滞納を余儀なくされる人々、膨大な低年金ないし無年金者、大震災罹災者、住むに家なき人々など、今日のわが国にとって、国際貧困根絶年は決して他人事ではない。

それだけに、「健康で文化的な」という意味での「最低限度の生活を営む権利」と、その保障のため「すべての生活部面について、社会福祉、社会保障および公衆衛生の向上および増進に努める」べき国（地方自治体を含むと解されている）の責務（責任と義務）をうたった憲法25条の生存権条項と、これを受けたものでなければならない筈の多くの社会保障立法、なかでもいわゆる「社会的安全網」、「人間に値する生活の最後のとりで」と言うべき現行生活保護法の意義は今日決して小さなものではない。

しかし、社会保障、とりわけ生活保護行政の現状はどうか。1996年5月、東京・豊島区のアパートで77才の母親と41才の病身の長男が餓死しているのが見つかったというショッキングな事件は、まさに象徴的である。2人は月収4万3千円の母親の老齢年金だけでくらし、月8万5千円の家賃を払っていた。母親がつけていた日記は3月31日で終わっていて、「最後の食事が終わった。あすから食べるものがない。毎日が辛く、早く死なして欲しい」とあったという。室内の財布には28円の小銭が残っていただけで、発見されたときは死後1か月ほど経っており、生活保護は受けていなかった。当所、「相談がなかったのでわからなかった。こちらとしてはどうしようもありません」（豊島区西福祉事務所長談）と、当局

側としては知らなかったから責任がないといった態度をとっていたようである。

そこで、それを前提に、生井潔豊島区生活と健康を守る会事務局長は、生活保護は憲法にもとづく権利だと知らず、恥ずかしいと思う人がいるので、行政は一步前に出て、そういう人々に働きかけるべきで、会としても福祉事務所に姿勢を改めるよう求めて行きたいとの趣旨をのべている（『赤旗』1996年5月3日、4日、24日）。まこと、人間に値する生活の最後のとりでというべき生活保護制度こそ、一層人権保障の観点から当局の広報義務、周知徹底義務の履行が求められるのである。

ところで福祉事務所はこの母子の窮状を知らなかったとの当局談が実は誤りであることがその後の調査で明らかになった。実は、この事件の母親は前年（1995年）3月、長男の国民年金保険料免除の手続をしたことから、窓口の同区国民年金課は同24日に「生活に困っているようだ」と豊島西福祉事務所に連絡、母親にも手紙で福祉事務所に相談するよう勧めていたが、同福祉事務所の職員や民生委員が訪問、調査するようなことはしていなかったというのである（『赤旗』1996.6.22）。

生活保護法は、保護の開始は本人、その扶養義務者又は同居の親族からの申請をまっけて行うのを原則としている（7条本文）が、保護を要する人が急迫した状況にある時は申請がなくても必要な保護を行うことができる（7条但書）としており、むしろ、これは、そのような場合は申請がなくても当局としては保護開始の義務を負うと解すべきものですらある。従って同福祉事務所が訪問調査すら行わなかったというのは明らかに不当である。

事件は起こるべくして…

このような、いわば不作為による違法とも言うべき第一線生活保護行政機関の姿勢の背景には、とりわけ1981年7月の第2次臨時行政調査会の行政改革第1次答申が「国際社会に対する貢献の増大」の名による軍事大国化路線と、その半面としての社会保障抑制方針を露骨に打出した中で、同年11月17日づけで厚生省から出されたいわゆる123号通知に始まる生活保護適正化と称する保護引きしめ行政方針があることを見のがすことはできない。

この通知は、暴力団などによる不正受給をなくすという名目で、申請者、受給者に対して、収入、資産などに対する詳細な届け出を要求したり、保護の実施機関の行う広範な調査（とくに預貯金など把握のため各種金融機関などへの照会を含む）について、あらかじめ包括的な白紙委任状ともいべき同意書の提出を求めるもので、明らかに手続的権利の侵害であり、これによって保護請求権の行使自体の抑圧を意図するものである。また、このような適正化行政では、少しでも働けそうな人への稼働能力調査と、それが期待しがたい人についての時代錯誤的な扶養義務者調査も強調されて来た。そして、このような引きしめ方針を現業第1線機関に徹底させる直接的機関として厚生省や都道府県による監査や会計検査院による検査等が威力を発揮して来たのである。

事実、豊島区母子餓死事件で、母親が日記に生活が一層きびしくなったと書いていた1994年9月、厚生省は豊島区西福祉事務所の監査を行い、その結果、48世帯54件について生活保護受給者の再調査を命令、このうち30件が扶養能力調査であったといい、その後、厚生省は都知事にあてた同省社会・擁護局長名通知（1995.3.27付）の「豊島区西福祉事務所について」の中で、転出した子や離婚した夫などまで含めて扶養義務者全員の所在及び扶養可能性の調査を実施せよとか、すべての申請ケースについて同意書をとって生命保険会社・金融機関等について関係先調査を積極的に実施するようなどと指導し、この結果、同事務所は3世帯の生活保護を打ち切って厚生省に報告したというのである（『赤旗』1996年6月29日）。

日本国憲法と生活保護法の精神にもとづいて人々

の生存権保障要求にこたえようという考えは毛頭無く、ひたすら、保護受給者べらしに狂奔するこのような国の路線のもとで、まさに母子餓死事件は起こるべくして起こったものであり、「冰山の一角」（全国生活と健康を守る会連合会『生活と健康を守る新聞』1346号、1996.6.16）ともいべきものである。

膨大な漏救

こうして、戦前よりひどいというべき漏救が見られるに至っているのである。1995年、全国的生活保護率は人口千人につき7%、保護受給世帯60万、保護受給者90万人。これについて、真田是氏（日本福祉大学教授）は、都市や農村の幾つかの地域で行われた実態調査によると、生活保護の適用を受けられるのに、排除されているものは、この7倍くらいに達するといわれている、とされている（真田「貧困をなくす運動と社会福祉の原点」『福祉のひろば』特集44号、1996年4月、12頁）。これで行くと漏給が630万人、受給90万人で計720万人が保護を要する人であり、このうち90万人しか現実には受けていないのだから、いわゆるtake-up rate（捕捉率とか生活保護適用率と訳されている）は12.5%にすぎない。

1995年東京都港区社会福祉協議会「ひとりくらし高齢者悉皆調査」についての河合克義氏（明治学院大学教授）の研究でも、ひとりくらし高齢者の生活保護基準（住宅扶助特別基準含む）は年額150万円強。この調査で、ひとりくらし高齢者の40%（685人）が年間所得150万円未満。これに対し、同高齢者で生活保護受給者は4.9%（87人）ゆえ、適用率12.7%にすぎないとされている（河合「大都市におけるひとり暮らし高齢者の生活と社会的孤立」『賃金と社会保障』1176号、1996年4月下旬）。

戦前、かの明治憲法下の劣悪な救護法下で1935年5月、社会局調査による全国要救護者数約38万に上って居りながら、そのうち実際救護を受けた者は僅かに1/3の13万人にすぎなかった」（社会局社会部『母子保護法案の説明』19～20頁）。というのであるから、日本国憲法下の今日の生活保護行政では、これよりひどい漏救をうみだしていることになる。

勝訴あいつぐ

国際・国内動向

勿論、人々は、このような状況に泣きねいりしている訳ではない。かの朝日訴訟以来、社会保障闘争の歴史に学び、近年、再び権利闘争が活発化しつつある。とくに、豊島区母子餓死事件に象徴されるように、生活保護法に対する行政解釈・運用が必ずしも憲法25条を受けた法の精神に合致しないところから、違憲・違法な行政により人として生きる権利、人間の尊厳に値する生活を営む権利を侵害されたと考える人々の側から、泣きねいりすることなく裁判に訴えてでも、その権利の貫徹・救済を求めようというたたかいが法廷外での運動と結合しつつ各地で展開されてきている。

代表的なものとして、いずれも一審勝訴・確定の加藤訴訟、柳園訴訟が先ずあげられよう。前者は、秋田県角館の重度障害者で生活保護受給中の加藤鉄男さん（1925年生まれ）が将来の付添看護費用などのため辛うじて貯めた81万円余のうち73万円を担当の福祉事務所が資産とみなして、うち27万円を生活費に充当させることとして、その分だけ保護費減額処分をし、かつ残り46万円は将来死亡の場合の弔慰金としてのみ保有を認める「指導・指示」処分をしたので、減額処分の取消と指導・指示処分の無効確認を求めて秋田地裁に提訴し、1993年4月23日、全面勝訴判決を獲得したものである。後者は、柳園義彦さん（1931年生まれ）が宇治市福祉事務所の不当な生活保護の取扱いによって生存権と人間の尊厳を傷つけられ、精神的苦痛を受けたとして宇治市と国を被告として国家賠償法により損害賠償を求めて京都地裁に提訴し、1993年10月25日、勝訴判決を獲得したものである。

そして、生活保護・人権訴訟というべき此等両訴訟の勝利に励まされて、現に名古屋地裁でいわゆるホームレスの日雇労働者の生活保護を受ける権利のたたかいとしての林訴訟（96年10月30日勝訴判決、当局控訴）、福岡地裁でいわゆる中嶋学資保険訴訟、外国人の生活保護を受ける権利を認めないのは不当として最高裁係属中のゴドヴィン訴訟等々が展開されている（これらの生活保護裁判運動については、前掲『福祉のひろば』特集60号や『法と民主主義』311号、1996年8、9月合併号、日本民主法律家協会などを参照）。

ところで生活保護事務は今日、依然として、いわ

ゆる機関委任事務とされている。しかし、このことは、地方自治体の機関としては、無反省に人権侵害的な国の方針に従っていれば良い、ということではない。国の直轄事務でないからには、憲法25条は勿論、憲法92条の地方自治の本旨に従い、地方自治法2条3項が地方自治体の任務を例示した第1に、「住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持すること」としていることを基本としつつ、地方自治法138条の2がいうように、地方自治体の機関としては、たとえ機関委任事務でも、「その判断と責任において誠実に」管理、執行することが要請される。生活保護行政は、この意味で、国のあり方だけでなく、地方自治体とその機関のあり方を問うているのである。

かくて、加藤訴訟勝訴判決確定後も、国は不当にも従来の方針を変えないことを明らかにしているなかで、秋田県では県生活と健康を守る会連合会からの働きかけを受けて、判決後の1993年6月1日づけで、「申請権、受給権等を明確にした制度のPR、申請用紙の窓口配置と申請書類、手続きの簡素化」などをはじめ、「住民の立場に立った事務所としての適切な運営」、「人間性の尊重を基本に、福祉の専門職として能力を高めるために研修を充実」、「生活の実態に即した処遇方針を確立」などをうたった合意書を取り交わすに至り、さらに、その後、厚生省からの圧力による曲折を経ながらも、県生活と健康を守る会連合会の粘り強い働きかけを受けて1995年4月26日には「生活保護行政の全般的改善に関する」画期的な「合意」に達しているのが注目される（小川「加藤生活保護・人権訴訟勝訴とその意義」『法律特報』66号、1994年3月参照、合意書については前掲『福祉のひろば』特集44号参照）。

豊島事件後の動きとしては、福島県会津若松市で生活保護申請受理を拒否した事件に対し会津医療生協などが直ちに1996年9月13日市長に申入書を提出し、こうした事態を2度と引き起こさず憲法の生存権の人権を守る立場から生活保護行政をすすめるよう求め、市長は9月20日、医療生協などの要望項目を全面的に受入れた内容の回答をよせるに至ったという成果をあげている（『民医連新聞』1092号、1996.10.21）」のが、これまた注目されるところである。

（理事・社会保障研究会代表委員）

いま沖縄は

嶺間信一

広がる移設反対のたたかい

普天間基地の全面返還のニュースが飛び込んできたのは、1996年4月12日の夕方、折しも普天間基地の返還を求める「日米首脳会談に向けて、普天間基地等基地の整理縮小を求める県民大会」を1万人の参加者で大きく成功させ、意気揚々とデモデモ行進をしている最中のことであった。地元マスコミにコメントを求められて「歓迎すべきものであるが、那覇軍港の二の舞となつてはいけない。これからのたたかいがますます重要になっていくと思う」と述べた。普天間基地全面返還のニュースに接して、まず、懸念されたのは移設条件であった。

これまでアメリカ政府は沖縄を「太平洋のキーストーン」と位置づけ、基地機能の維持を最優先課題としてきた。沖縄県民が返還・廃止をとりわけ強く求めてきた那覇軍港、読谷補助飛行場の返還、県道104号線越え実弾砲撃演習の廃止（この3つを「三事案」と呼んでいる）についても代替地の確保など移設条件付きでの返還合意となっている。しかし、県内では米軍基地の移設を受け入れても良いとする自治体は皆無であり、そのため、那覇軍港にいたっては1974年に返還合意がなされているにもかかわらず、実に20年以上も返還が実現されていない。

三事案のほかにも、例えば現在政府が不法占拠を続けている「象のオリ」を読谷村から伊江島補助飛行場へ、読谷補助飛行場で実施されているパラシュート降下訓練等を金武町のキャンプハンセンへ、金武町のギンバル訓練場を同じく金武町のブルービーチ訓練場に移転・統合する案など、それこそ目白押しに並んでおり、そのいずれも地元自治体、住民の

猛反発を受けている。

案にたがわず翌日の新聞は橋本首相とモンデール駐日米大使との合意事項として「普天間基地を5～7年で全面返還」すること、その条件として「基地機能の一部を嘉手納飛行場に移転、統合。嘉手納基地を中心とする県内の米軍基地内にヘリポートを新設する」ことを報道した。

この報道に接した多くの県民が「これではとても全面返還とは言えない。基地のたらい回しである」と感じたのは当然といえば当然であった。実際、日米両政府の合意が実行に移されることになれば、米軍は沖縄戦の際に突貫工事で作り上げ、50年使用した古い施設を廃棄し、日本国民の税金で最新の施設を手に入れることになるのであるから、基地の面積が多少減ったにしてもその機能を格段に強化することになるのは明らかである。

こうした日米両政府の欺瞞的な「返還」合意に県民の怒りが沸き起こるのに、多くに日数を要なかった。とりわけ、移設対象にあげられた嘉手納基地の爆音に苦しめられている嘉手納の町民は「普天間基地の返還はいいことだよ。でも、だからって嘉手納にヘリコプターを持ってくるの？ おれたちに死ねって言っているのか」と、怒りを声をぶつけている。普天間基地をかかえる宜野湾市の桃原市長も「県内への移設は極めて残念」と表明している。

基地返還とともに兵力の削減を

4月17日に発表された橋本首相とクリントン大統領による「日米安保共同宣言」は、県民の怒りに火を注ぐ結果となった。周知のとおり、「共同宣言」はアジア・太平洋地域に10万人、日本には「ほぼ現在

国際・国内動向

の同水準」の米軍兵力を維持し続けると宣言した。これは21世紀まで安保と米軍基地を固定化するものにほかならない。

沖縄県民が要求する基地の返還、あるいは整理・縮小は米軍土地の面積が経ればそれで良いというものではない。返還に伴って基地機能と駐留軍人も当然削減されなければならない。そうでなければ、昼夜をわかつた爆音や演習による被害、戦闘機やヘリコプターの墜落の恐怖をはじめ、米軍人による事件・事故をなくすことはできない。

米政府関係者は「基地を返すと言っているのになぜ理解が得られないのか」と発言しているが、ベリ国防長官の1995年11月の記者会見での「4万7千人の軍人がいれば時には問題が出てくることを予想せねばならない」との発言に見られるような感覚では到底県民感情を理解することは不可能である。

当初、嘉手納弾薬庫内と発表された移設先は、その後マスコミで報道されたところでも宜野座村潟原の沖合埋め立て、キャンプシュワブ、自衛隊那覇基地、嘉手納基地への統合など次々と浮かんでは消えていった。候補地が次から次と移り変わっていったのは、地元の強い反対運動があったからであり、そのため、現在はホワイトビーチ沖の海上ヘリポート案が有力視され、工法などを含めて検討されている。

「与那城町議会が県民世論に逆行するとして海上ヘリポート建設反対を決議」「与那原町議会も全会一致で決議」「海上ヘリポート建設に反対し、勝連町16日に決起大会を開催」「嘉手納統合案を阻止、ヘリポート移設で嘉手納町民協議会、海上案にも警戒」「ヘリパット移設に反対、金武町並里区が那覇防衛施設局などに要請」等々、沖縄の地元マスコミでは連日のように米軍基地の移設に反対する様々な動きが報道されている。

すでに多くの自治体・議会が海上ヘリポートの建設に反対の態度を打ち出している。特に漁業関係者の反発は大きい。建設場所が最も有力視されているホワイトビーチ地区水域に漁業権を持つ勝連町の漁協は「海上ヘリポートの建設は漁民の生活を守る上でも何となくも阻止する」として、11月中には同水域に漁業権を持つ他の7つの漁協にも呼びかけて、

1000隻の漁船を繰り出しての海上抗議行動を計画している。

このように、基地のたらい回しに県民が反対しているのであるから、政府は移設条件なしの返還、海兵隊の撤退をアメリカ政府に要求すべきであるが、残念ながら対米追従の姿勢を強めこそすれ、県民の願いを実現する姿勢ではない。それを端的に示したのが鳴口武彦那覇防衛施設局長の「水域の強制使用という手法もある」との発言である。

政府は使用権原を失ったにもかかわらず、4月1日以降今日まで「象のオリ」を不法占拠し続けている。また1997年5月15日には2千人にのぼる反戦地主の土地が期限切れとなり、県収用委員会が実質審理を貫けば、新たな不法占拠状態が出現することが濃厚となってきた。

「戦争のためには一坪たりとも使わせないと反戦地主の願いを踏みにじり、土地を強奪し続けることにたいする県民のたたかいが大きく盛り上がっているなかでの施設局長の発言は、沖縄県民の苦しみと負担の大きさに、私たちの努力が十分に謙虚に省み」ることを痛感するとの、9月10日の首相談話がいかに県民だましであったか物語っている。

県民こそたたかきの主体

さて、小選挙区比例代表並立制という新しい選挙制度のもとでの総選挙が実施された。選挙の結果や民意を反映させるうえでの制度の欠陥についていろいろ指摘されているところであるが、本稿のテーマではないのでその点は触れないが、沖縄の基地・安保問題が全国的な争点とはならなかった。

総選挙の公示を目前に控えた10月4日、沖縄タイムス紙はコラム欄で「沖縄の米軍基地を重点政策に置いているのは共産党だけ。どうやら中央では沖縄は今選挙の争点にはならないらしい。」と指摘したうえで、「大田知事の公告縦覧代行応諾で各党とも『ひとまず決着』を建前にしているが、各党は沖縄の基地問題を、公約にし争点にすべきだ」と注文をつけた。

21世紀の日本の方向性を決める重要な選挙において、事態はコラム子が指摘したとおりとなった。これまで見てきたように、沖縄の基地問題は「ひとま

ず決着」どころか、何ら進展していないのが現状である。また、4月の「日米安保共同宣言で安保条約を実質的に大改悪したこと、沖縄、横須賀、三沢の米軍基地がアメリカによるイラク攻撃の出撃基地として使用されたことなど、安保・基地問題は避けて通れなかったはずである。

大田沖縄県知事は、基地問題が争点とならないのは公告・縦覧の代行が影響しているのではないかと、この点について「必ずしもそうは思わない」との見解を示している。しかし、知事による公告・縦覧の代行が総選挙での争点かくしに大きく貢献していることは衆目の一致した見方である。

「日米地位協定の見直し」「米軍基地の整理・縮小」について、有権者の過半数が賛成票を投じた県民投票の持つ意味をしっかりと受け止め、断固として拒否の姿勢を貫いていたならば、沖縄の基地問題が今日とは違う展開を見せていただろうことは想像に難くない。

沖縄県労連は、去る9月28日に開催した第7回定期大会で大田知事の公告・縦覧代行を厳しく批判す

るとともに、大田知事が2015年までにすべての米軍基地を撤去させるという「基地返還アクションプログラム」の実現を堅持すること、基地のたらい回しに手を貸すことなく県民の立場に立って行政をすすめていくこと、そのために県民レベルの運動を再構築していくを決定した。

いま、17団体を結集した「県民投票の成功をめざす各界連絡会」を今日の情勢にふさわしい運動体としていくことをはじめ、大田知事への要請行動、基地のたらい回しに反対してがんばっている自治体・団体への激励・連帯行動や署名運動、実質審理を求める県収用委員会への申し入れなど、多様な行動を展開していくことにしている。

日米両政府がどんな強権でしようとも、生活に根ざした沖縄県民の怒りを押さえ込むことはできないし、基地が存在する限り県民のたたかいはより大きな流れとなり、全国のたたかいと一体となって前進するであろう。

(沖縄県労連事務局長)

次号No.26 (1997年春季号) の主な内容 (予定)

・今、過労死問題を考える

山田 信也

【特集】消費税と財政民主主義

- ・日本における「財政危機」論と労働者・国民
- ・政府独占の財政政策と消費税
- ・社会保障・福祉の財源問題—橋本行革批判—

鷺見 友好
村上 晴男
草島 和幸

【国際・国内動向】

- ・同志社大学国際シンポジウム
—日本とスウェーデンの仕事と福祉—
- ・社会政策学会第93回大会
- ・岐阜県における産業空洞化と地域破壊
ほか

高島 進
庄司 博一
木村 隆之

【書評】

- ・藤本武著『アメリカ資本主義貧困史』
- ・『シリーズ労働運動』全15冊

小谷 義次
辻岡 靖仁

(題はそれぞれ仮題)

発行予定日 1997年3月15日

討論のひろば

『季刊労働総研』No.24を読んで

金光 奎

『季刊労働総研』秋季号 (No.24) では、まず「現代労働組合の基本問題」と銘打つ特集を興味深く読んだ。

特集は「現代労働組合の基本問題」(芹沢寿良)、「世界の労働組合の現状」(宮前忠夫)、「膨大な未組織労働者をどう戦列に加えるか」(酒井謙弥)の3つの論文によって構成される。その一つひとつの論文は、それぞれのテーマに正面からとっ組んで、まさにシャープな分析と現代的な問題提起をおこなっている。

「現代労働組合の基本問題」(芹沢論文)で、筆者は、「はじめに」の項で労働者と労働組合運動をめぐる情勢の特徴について次のように指摘している。すなわち「民主的革新勢力の新たな高揚は、たたかう労働組合運動が一定の積極的な役割を果たす中でもたらされたのであり、労働組合運動の今後の前進にとって有利な情勢となっている」という点とともに、「一方、独占資本の『21世紀戦略』に基く労働者階級に対する既得の諸権利やルールを破壊しようとする本格的な挑戦が開始されており、すべての労働者と労働組合運動はかつてない厳しい試練に直面しているといつてよい重大な状況下にある」との指摘である。

とりわけ今日、情勢を見るうえで、この2つの側面を統一してしっかりとおさえることが重要である。

さきの総選挙の結果にみられるように、現状に鋭い批判の目を向ける無党派層は、有権者の4分の3を占める労働者のあいだにも当然ながら広がっている。これが職場の中に反映し、その「深部の力」が職場を動かしつつあるという現実がある。

財界、大企業が「21世紀戦略」にそって攻勢をつよめばつよめるほど労働者との矛盾は深まらざるをえないのである。全労連がかかげる「広範な労働者・労働組合とともに」「広範な諸団体・国民諸階層とともに」という方針の追求と実践は、「民主的革新勢力の新たな高揚」をいっそうつよめるものとなろう。

「世界の労働運動の現状」(宮前論文)でも「守勢

から反撃へ——階級的・国際的運動への展望」が示されている。これらの紹介は、「メガ・コンペティションの時代」を叫ぶ財界の攻撃のもとにあるわが国の労働運動にとって学ぶところも多いだろう。

「膨大な未組織労働者をどう戦列に加えるか」(酒井論文)は、とくに中小零細企業や不安定雇用層を中心に、4,000万人に及ぶ膨大な未組織労働者の組織化を飛躍的に前進させる重要性を提起している。そして「組織化の障害となっている問題」は何か、「何が求められているか」について分析し解明する。

この特集のほか、「都市銀行『リストラ』と金融労働者」(山崎豊)からも多くのことを教えられた。金融資本という単独資本の中核で強行されている「リストラ」の実態には、まさに戦りつすら覚える。「リストラ攻撃に反撃することは…きわめて悲観的なことですらある」と筆者はいう。しかしここでも職場の変化が徐々にであっても、確実にすすみつつある。

「都銀が展望する『21世紀戦略』は、それを支える、労働者の企業への信頼、忠誠心を急速に崩している」という現実、まさに筆者がいうように、都銀の「リストラ攻撃」は「展望なき経営戦略」なのである。

(ジャーナリスト)

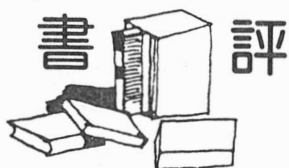
前号 (No.24) の訂正

英文目次

「第83回ILO総会家内労働条約を採択する—条約批准、家内労働法抜本改正の運動を—」の英訳を、

International Labor Conference 83rd Session Adopts the Convention concerning Home - Work — Let us Develop an Extensive Movement for Its Ratification and the Revision of Japanese Industrial Home - work Lawに訂正します。

桜井 徹著



『ドイツ統一と公企業の民営化』

玉村 博巳

90年代も民営化（政策）は、引き続き世界的な潮流となっている。その主たる原因は、旧社会主義国の「市場経済化」の不可欠な政策として採用されていること、同時に、先進資本主義国においても発展途上国においても、重要な経済政策としての位置を占め続けていることにある。先進国の民営化について言えば、イギリスについてはすでに詳しく紹介されているのに対して、ドイツをはじめ大陸ヨーロッパ諸国でのそれについては、紹介される機会が少ないのが現状である。このような研究の進行状況の中で、今回桜井氏が自身の長年の研究を集大成されたのが本書である。まずその構成を示せば、以下の通りである。

序章 課題設定と分析視角

第Ⅰ部 ドイツ公企業の民営化の推移とその特徴

第1章 西ドイツの公企業の歴史と民営化前の現状、第2章 西ドイツにおける80年代の民営化の特徴、第3章 ドイツ統一と90年代の民営化

第Ⅱ部 ドイツ連邦鉄道の成立・推移と80年代の経営改革

第4章 ドイツ連邦鉄道の成立とその制度的特徴、第5章 国民経済におけるドイツ連邦鉄道の役割の推移、第6章 80年代のドイツ連邦鉄道の経営改革と挫折

第Ⅲ部 ドイツ統一と鉄道改革

第7章 EC市場統合とドイツ統一の中のドイツ鉄道、第8章 鉄道改革の実施—不完全な民営化とその意味—

結章

以上の構成からも分かるように、本書は、鉄道を中心に統一前の西ドイツ、統一後のドイツでの民営化（政策）を本格的に分析した300頁を大幅に超える大著であり、民営化研究の相対的に遅れている大陸

ヨーロッパを対象とした貴重な文献である。同時に日本との比較でいえば、ドイツは戦前からその対象とされ、鉄道については国有化の性格づけをめぐって多くの研究がなされてきた。現在でも、鉄道の日独比較はその重要性を減じているわけではない（編者はしがき）。この点でも「国鉄改革の日独比較」をサブタイトルとする本書は、貴重な研究だと言える。

本書の問題意識は、著者桜井氏自ら「課題設定と分析視角」で述べているように、ドイツにおける民営化の「不完全」さ（不完全性）を明らかにすることである（14頁）。「不完全」とは民営化推進論者の評価であるが（2頁）、著者は、この「不完全」さに、積極的意義を見い出そうとしているのである。民営化の「不完全」さとは、民営化の方法では、完全（100%）ではなく公私混合型が採用されていること、公私混合形態の位置づけが民間への過渡的・中間的形態ではなく「恒久的」措置とされていること、等を指していると評者は理解している。

ところで民営化（政策）はもともと多様であり、各国により各時期により、その内容・形態は変化するのが常である。その国に存在した公企業の形態、民営化の主たる目的、株式売却をめぐる経済状況等に規定されるからである。とりわけ90年代に入って、桜井氏の言う「不完全」な民営化が目立ってきたのは、西欧諸国の民営化が、80年代の「競争分野」を中心とした公企業からその対象が「公益事業」に及んできたこと、そのため各国で民営化に抵抗するという新たな事態が生じており、それへの民営化推進の立場からの対応として出てきたものと評者は考えている。

つまり、西欧各国では80年代から民営化が実施されているが、そこでは主として民営化し易い企業（国

書 評

有企業として業績が良く、競争分野に属し国民の反対が弱い企業)がその対象とされた。この第1段階の民営化が終了し、90年代には、民営化の重点が公企業改革から財政収入確保に移ったからと言うこともできる。90年代にドイツだけでなく、フランス、イタリア等の民営化でも、財政収入確保が第1の目的とされているのである。

以上を前提とし、さらに以下の2点に注意してドイツの民営化、特に鉄道の民営化の特徴を見ることも必要であろう。1つは、ヨーロッパ統合の圧力である。西欧各国で一斉に電気通信、鉄道、郵便等の公益事業がその対象とされたことに象徴される。2つは、鉄道事業の特殊性である。電気通信は巨額の財政収入が確保できる公益事業であるのに対して、鉄道は巨額の国家の財政支出(補助金)を削減すべき事業とされていたことである。

桜井氏も、ドイツ鉄道の民営化の直接の契機が、EC市場統合と鉄道の経営悪化にあったこと(226頁)、また完全民営化されなかった原因として、鉄道インフラや地方の輸送サービスに対する連邦政府の責任を求める民営化反対勢力(議会内外の)の存在(第8章)、を指摘されている。

評者は、この民営化の「不完全」さに関わって、日本とドイツを含む西欧諸国の民営化との比較においては、以下のような検討課題があると考えている。

第1に、民営化の対象が、90年代には国民生活に不可欠のサービスを提供してきた公益事業にその中心が移りつつある。これらが民営化の対象されると、国有と民営との境界をどこに置くべきか、が改めて問われることになる。とりわけ、ドイツをはじめ西欧での「上下分離」による鉄道の民営化、とくに国が「インフラ」整備の責任をもつ点が参考となる。

第2に、国有の場合にも、その形態、政府の規制の程度、意思決定のメカニズム等、あるべき「国有像」を明らかにする課題が残されている。その際、歴史的にはその「形態」が国有国营型から会社形態へ、つまりの自主性強化へ向かっていることに留意すべきであろう。この点でも、鉄道の「下」のあり方が注目されるのである。逆に民営化の結果「民間」に移行した場合にも、「公益事業」分野の企業には当然適切な「政府規制」が実施される必要がある。こ

れも、イギリスをはじめ西欧各国の共通の認識となりつつある。

第3に、公益事業分野の国有企業が民営化される一方で、新たにより厳しい政府規制の対象とすべき分野(医療、福祉、環境保護等)が浮かび上がってきている。新たな「規制領域」は何かも問われている。この点は、ドイツの公共任務(公共サービス義務)やフランスの公共サービス(service public)の概念が重要な参考となると思われる。

以上の諸点について桜井氏は、すでに本書の第8章をはじめ各章においてドイツの貴重な経験を紹介され、課題を解明するための重要な手がかりを提供されている。本書の到達点を踏まえた西欧の民営化研究のより一層の発展を期待している。

(同文館・1996年5月刊・4017円)

(会員・立命館大学教授)

J・リフキン著 松浦雅之訳 『大失業時代』

加藤 佑治

“大失業時代”、大変刺激的な題名だが、これまで失業とは無縁の国といわれて来たわが日本の国民にとってもよそごととは思えない言葉である。本書はアメリカのエコノミスト・文明批評家J・リフキンの力作である。本書のもののタイトルは「労働の終焉」(The End of Work)である。—全世界的労働力の衰退とポスト市場時代の夜明け—という副題が付されている。「大失業時代」という訳名はあるいは出版社がつけた題名かも知れないが決して本書の趣旨にもとるものとは思われない。が、筆者は原題の方がより本書の言わんとすることをあらわしているし、また商業的にもその方が永い眼で見てよかったのではないかと思えてならない。

いずれにせよその内容は、その題名の通り大変衝撃的である。読み終えて感じていることは、人類がこの300万年にわたる生産手段の創造とその改良の歴史の中でも、今日という時代は特にその直接的な

影響を受けて一つの転機を迎えているのだ、ということである。そうした時代は近くはかの産業革命があるわけだが、その産業革命に比べてさえも、今日のこの情報技術革命はその影響はよりグローバルであり、しかもその影響のテンポはかつてのそれとは比べものにならないほど速いのではあるまいか。

著者は「はじめに」の中でずばり言っている。「わたしたちはいま、世界史の新しい局面—世界の人口をまかなうための商品やサービスの生産に必要とされる労働者がますます減りつつ歩いていく時代—に足を踏み入れつつある」と。

本書の主な目次を紹介しておこう。

第1部 テクノロジーの二つの顔

第1章 労働の終焉

第2章 テクノロジーのおこぼれ効果と市場の現実

第3章 テクノパラダイスのビジョン

第2部 第三次産業革命

第4章 ハイテクフロンティアへの旅

第5章 オートメーションをめぐる大論争

第6章 脱フォード主義の時代

第3部 世界から労働者が消えてゆく

第7章 いなくなった農民たち

第8章 減びゆくブルーカラー労働者

第9章 最後のサービス労働者

第4部 繁栄の代償

第10章 ハイテク時代の勝者と敗者

第11章 労働者階級へのレクイエム

第12章 国家の運命

第13章 さらに危険を増す世界

第5部 脱市場時代の夜明け

第14章 就業時間のリエンジニアリング

第15章 新しい社会契約

第16章 第3部門の活性化に向けて

第17章 社会経済のグローバル化

以上の通りであるが、本訳書では原書の第2部第5章「技術とアフリカ系アメリカ人の経験」が省略されている。だが、この章も重要な位置を占めると筆者には思われるので、これについても後に簡単に紹介しておくことにしよう。

まず第1部「テクノロジーの二つの顔」で著者は技術革命が失業を拡大させるという「顔」と反対に技術革命が人類にパラダイスをもたらすという「顔」をもっているとし、これをめぐる議論を紹介しつつ、科学技術革命の持つ問題性を提起している。

「労働の終焉」と題した第1章の開口一番、著者は今日の科学技術革命が世界史上になにを人類にもたらしつつあるかの説明を次のような衝撃的な言葉で開始する。「太古の昔から文明の大部分は、労働を核にして築き上げられてきた。(中略)ところがいま、歴史上はじめて、人間労働が生産プロセスから系統的に締めだされつつある。今後一世紀もしないうちに、世界のほぼすべての先進工業国で、市場部門における「集団労働は徐々に消え去ってしまうだろう」と。だがこれに真っ向から対立するのが、技術が極楽をもたらすという「テクノパラダイスのビジョン」であった。著者はこの技術革命のもつ極端に違った「二つの顔」のうちのパラダイスビジョンの理論的な支えとなるのがテクノロジーの「おこぼれ(トリクルダウン)効果」論である、とする(第2章)。著者によればそれは、19世紀初頭の経済学者ジャン＝バプティスト・セーにまでさかのぼるとし、この理論を検討した上で、この理論には大きな問題があり、また一般大衆もこうした理論に大きな疑問を抱きはじめていると述べている。

第2部の「第三次産業革命」では1950年代のオートメーションの導入がブルーカラー労働組合に大きな否定的影響を及ぼしたことを指摘し(第4章、第5章)、「技術革新の波状攻撃と海外の競争相手をもたらした損失によって組織をやせ細らせたブルーカラー労働者の組合は、歴史的な退却を開始した」と述べる。さらに第6章において著者はかつて「日本人の開発したリーンプログラクション方式がやがて自動車業界の枠を越えて広がり」現にそうやって来ていると指摘する。なお前述したように本書(訳書)では原書の第5章「技術とアフリカ系アメリカ人の経験」の部分が省略されてしまっている。だが筆者にはこれも大事な部分と思われるので簡単に紹介しておく。著者は、この国に連れて来られて以来アメリカ経済にとって搾取対象として重要な位置を占めて来たアフリカ系アメリカ人いわゆるニグロが、今

書 評

日の技術革新によっていかに打撃を受け「かれは無関係だ」とされて搾取対象からすらも外されてしまっている実態を南北戦争後の時期から説きおこし、豊富な資料によって明らかにしている。

第3部「世界から労働者が消えてゆく」ではその題名の通り農業、製造業においてのみならずサービス業においてすらも労働者が大幅に減らされている実態が明らかにされる。

第4部「繁栄の代償」においては「第3次産業革命」が世界の勤労者に与えている影響を豊富な資料を裏づけに明らかにされる。

こうした意味において筆者の特に興味をひいたのは第11章で述べられている「新たな労働予備軍」の項である。ここで著者は人材コンサルタントのN・ハッチンズの「90年代の革命はジャスト・インタイム型雇用に向かっている」という言葉を引用しながら、アメリカで派遣労働者が今や「すべての産業や部門で常勤社員の代わりとして」使われていると指摘している。

第5部「脱市場時代の夜明け」では、第4部以前の著者の分析を前提として、こうした状況に対する著者の処方箋がしめされている。

第1に著者が主張するのは時間短縮である。このくだりは、特に目新しさは見られないが、今日の技術革新のもとで労働者が削減されつつある今日こそ、労働時間短縮の好機であると粘っこく説く著者の主張はやはり傾聴に値しよう。

著者がこの第5部で力をこめて主張されるのは、「第3部門」の役割への期待である。第3部門とは何か。著者はアメリカ、ヨーロッパそして日本を例に各国で成長をとげているボランティア組織の活性化とその役割に期待する「すでに第3部門は社会に広く浸透している。社会奉仕から医療、教育や調査研究、芸術、宗教、法律まで第3部門は社会に広く浸透している」。問題は「第3部門の活性化」であるが、著者は「働く時間がますます短縮されている人々に対しては増大する余暇時間の一定部分を第3部門にあてるような適切な奨励策の導入」「失業状態にある幾百万の人々に対しては第3部門はやりがいのある仕事を与え、彼ら自身が住む街や経済基盤の再建を助けるような立法措置」の必要性を主張する。そ

してまた著者は「ボランティア活動時間への税控除制度」といった「影の賃金」などを提案している。

以上本書の内容を紹介したが、まさに力作である。たしかに後述するように本書への疑問や不満（特に第5部への）があることは事実であるが、まず本書の積極面と思われる諸点を簡条書式的に列挙すれば以下の通りである。まず第1に注目すべきことは、本書は情報化・技術革新をキータームとして最近の情報技術革命の影響が労働者・勤労者に及ぼす影響とくにその否定的影響が新しい段階にきていることを歴史的な観点をも持ちながら説得的に書かれていること。第2にこれまで雇用のニューフロンティアと考えられていたサービス部門やアジア地域などの第三世界にも情報・技術革命の波がおし寄せ同様の事態が生じていることをかなり具体的な事実をもって指摘している。第3に著者が情報・技術につづく有力な次世代戦略産業が全く見当たらないことをこれまたかなり説得力をもって指摘していること。

このように本書は今日世界経済が直面している問題を特にアメリカを中心としてその生産力を最先端で担っている情報技術の点で掘み、そのひき起こす諸問題、とくに労働者をはじめとする勤労者におよぼす否定的な影響についてかなり説得力で明らかにし、かつその打開の道を提示しようとしている。

だが筆者は本書にもいくつかの疑問を感じなかったわけではない。著者は最先端技術の変化に着目して、もっぱらこの面のみから大量の過剰人口が世界各国で生まれるように述べているが、やや短絡的にすぎまいか。例えば氏はインドのシリコンバレーなどの例をあげながら、今や先進国のみならずアジア諸国などの第3世界にも情報化の波がおしよせ全世界的な情報技術革新によって過剰人口が今にもあふれ出すかのように述べている（第12章）。だが中国・東南アジアなどの情報化の状況を見てもアメリカの情報産業との連携を深めつつ、一定の期間「トリクルダウン」効果をもたらすのではあるまいか。

第2に著者は前述したように今や世界経済は情報技術につづく有力な次世代戦略産業が全く見当たらないとしてしている。基本的には著者の言う通りであろう。だがインターネット、CATVなど情報産業

内部での戦術部門の誕生は未だこの部門の発展していない諸国においてはその期間は永いものではないにせよ一定の雇用創出効果をなおもたらさうる余地もあるのではあるまいか。

第3に著者は状況改善の処方箋として労働時間短縮と第3部門の活性化、とくにボランティア活動の推進をあげている。たしかにこの部分も決して著者の単なる思いつきによるものではなく、この人類の立たされている「岐路」に立っての著者の使命感のようなものが読むものにひしひしと伝わってくる。かの阪神大震災にしめされたボランティア活動の一定の積極的役割などを思い合せると、著者の言わんとするこの積極的意味に共感を覚えるところも少なくない。だがこの第5部を読んで筆者はなおこの著者の提言には十分にはうなずくことが出来なかった。紹介のところで述べたように著者はボランティア活動の世界的な発展を紹介しながら、これの活性化について「影の賃金」、税控除など興味深い提案をおこなっている。だがこうした制度をとらせうるものは何であるのだろうか。確かに著者は時間短縮のところでは労働組合運動の役割の重要性を主張しているが、この第三セクターの活性化をめぐるのは労働組合運動の役割はほとんど語られることはない。これはすでにふれたように「労働者が消えてゆく」という著者はまた主としてアメリカにおける「労働組合の屈服」(第5章)を目の当たりにして、世界の労働組合運動全体にもかなりの幻滅を抱いているようにも感じられる。著者の言わんとするところに共感を抱きながらも、なお不満が残るのは筆者のみではないのではあるまいか。そしてこの方向は著者一人にまかせるのではもちろんなく、われわれ皆が考えてゆくべき問題であろう。

なおすでに述べたように訳書では、原書第5章「技術とアフリカ系アメリカ人の経験」が省略されてしまっている。訳者によって省略された真意は明らかでないが、筆者はなぜあえてこの一章のみが削られたのか理解に苦しむものである。いわゆる黒人問題はいかなる意味合いにおいてもアメリカの労働を語る上で不可欠の要素であったはずである。版を重ねる場合にはぜひこの章を加えて欲しいものである。

ともあれ、著者はこの人類誕生以来営々としてつ

くり上げられて来た生産手段のその最先端が今や人類を重大な「岐路」に立たしめていることを鋭く提起した意義は決して小さくないであろう。多くの人々に本書をおすすめしたい。

(TBSブリタニカ・1996年5月刊・2000円)

(常任理事・専修大学教授)

「シリーズ労働運動(全15冊)」が、新日本出版社より、刊行されています。編集委員は、荒堀広、犬飼憲、佐藤三男、辻岡靖仁、戸木田嘉久の各氏で、各巻、労働総研の会員も多数執筆されています。

1996年11月現在、既刊は以下の通りです。

- | | |
|---------------------|-----------|
| ① 人間らしい生活と賃金 | 牧野富夫 |
| ② 人間らしい労働と時間短縮 | 西村直樹 |
| ④ はたたく青年の現状と生きがい | 中田 進 |
| ⑤ 労働組合とはなにか | 猿橋 真 |
| ⑥ 日本の労働運動と全労連 | 熊谷金道 |
| ⑦ 私たちには、こんな権利がある | 菊池 紘・吉田健一 |
| ⑧ 憲法を職場に生かす | 犬飼 憲 |
| ⑨ 社会保障と労働者の暮らし・権利は | 草島和幸 |
| ⑬ 大企業の民主的規制とは | 池田幹幸 |
| ⑭ 中小企業の労働運動 | 金田 豊 |
| ⑮ 民主的労働者論—教員、自治体労働者 | 増田孝雄・佐藤光雄 |

また、以下続刊の予定です。

- | | |
|----------------------------|-------|
| ③ 雇用における男女平等とは | 川口和子 |
| ⑩ 世界と日本をどう見るか | 一ノ瀬秀文 |
| ⑪ 技術革新・ME化と労働者—技術の進歩と社会の進歩 | 米沢幸悦 |
| ⑫ 産業空洞化にどう立ち向かうか | 大木一訓 |

なお、本誌次号(97年春季号)にて、編集委員の一人である辻岡靖仁会員による、書評を掲載の予定です。

(各1200円)



相沢与一著

『社会保障の保険主義化と 「公的介護保険」』

本書は、「公的介護保険」を契機に社会福祉領域までも社会保険方式に転じ、あわせて、私的保険にゆだねようとする社会保障制度審議会と政府当局の社会保障政策を批判的に明らかにすることをねらいとしたとまえがきの冒頭に記しているように、著者がこの間精力的に論陣を張ってきた論文をもとに構成したものである。前編4章、後編3章と補章とからなる8編の論文は、自らの闘病体験等を通じて、国民の権利としての社会保障の重要性を一層強く認識しているが由の、「自らの生きるあかしとして取り組んだ」と述べているごとく気迫の込められたものであるといつてよい。

前編は、第1章で「21世紀福祉ビジョン」と「平岩レポート」を引用し、福祉を口実とした消費税大増税のもくろみと社会福祉を「市場原理」「自己責任」の名による企業化・民営化の拡大をめざすものであることを明らかにしている。第2章・第3章では、戦後の社会保障を回顧しつつ、社会保障制度審議会の社会保障将来像委員会報告と95年勧告をもとに、わが国の社会保険が、国際的には社会保険に最低生活保障を導入している修正傾向に反して、私的保険に限りなく近づく「社会保険方式」路線の反社会保険化を告発し、わが国が参考にしたイギリスのベヴァリジ・モデルの社会保険方式は失敗に帰し、租税中心主義であることを指摘している。第4章は、95年勧告と政府の「公的介護保険」のねらいが、国民大衆の収奪と営利化であることを明らかにし、公的介護保障は公的部門を中心とすべきと主張する。

後編は、ベヴァリジ計画が構想した社会保険方式

によるナショナルミニマム保障は、失敗であったことを第5章第6章で文献紹介をしつつ明らかにしている。ことに第6章ではジェンダー差別・不安定雇用問題を取り上げつつ、ベヴァリジ・プランが、その前提とした①男性の完全雇用②夫が稼ぎ妻が家事をするという家庭内の性別分業③家族の安定性の三要素がすべて時代おくれとなり、社会保険ではナショナルミニマム保障は不可能であることを、論文集「ベヴァリジ・モデルの新たな挑戦」の諸論文を引用して明らかにしている。第7章では第一次報告とILO報告「21世紀への社会保障の発展」を対比させ、ILO報告が社会保障の全階層性を積極的に認めていることを指摘し、ナショナルミニマムと「健康で文化的な最低限度の生活」保障原則についての重要性を強調している。

公的介護保険が解散後の国会で審議されるこの時期に、政府・財界のすすめる反社会保険的動向を適確にとらえ、社会保障のあり方を考えていくうえで、必読の著書といえる。

(あけび書房・1996年5月刊・2300円)

(津田光輝・会員・札幌学院大学教授)

東京都福祉事業協会75年史刊行委員会編

『東京都福祉事業協会75年史—明日の社会福祉のために—』

本書は、1917年2月の東京府慈善協会設立から今日に至る東京都福祉事業協会の歴史をまとめたものである。構成は第1部が戦前、第2部が敗戦後から東京都社会福祉協議会の組織化まで、第3部が協会の主要機能が東京都社協に移管され、直営事業中心の民間社会福祉団体として再出発してからの歩みに充てられている。東京府慈善協会—東京府社会事業協会といえば中央、大阪と並ぶ戦前の3大社会事業連絡調整機関であり、理論的拠点でもあった。それだけに本書の内容も戦前が3分の2を占めているが、戦後の改組以後の展開も興味深く、まさに東京の社会福祉の発展の中心的流れが示されている。

本書を呼んで、実践へのまなざしの深さと文体の柔らかさを感じた。歴史像を再構成する記述方法には、社会福祉実践史研究会のメンバーが中心になっていることとかかわって共同でのいろんなすぐれた

試みが見られる(編集作業部会の代表は泉順教授)。それが息の合った流れをつくり、生き生きとして陰影に富んだ丹念な描写を生み出している。編集後記には「私共は、『上から』・『下から』と『内側から』・『外側から』の研究方法が交錯する交差点のまんなかに、実践主体として『人間』を置いてみることに想い至った」とある。制度・政策と日常の処遇・実践の関係全体を捉え、実践を規定する状況と個別・具体的な努力を総体として捉え、その中心に実践主体としての人間を置こうとする。実践史的であると同時に社会福祉史の内在的統合的な方法でもある。

記述は、各時代ごとに社会的背景、協会の動き、組織・機構・人事、運営を整理した上で、具体的な事業・活動が詳述されている。関連人物の紹介が随所にあり、公私関係、従事者の事業観、専門性・倫理性など各時代の論点が付論として加えられている。座談会の葛西嘉資、松島正義両氏の東京の特徴にふれた発言なども重要である。

副題に「明日の社会福祉のために」とあるように、本書には、戦前・戦後を通じた実践の歩みのリアルな認識に立って今後の展望を探ろうとする強い思いがある。揺るぎない座標軸をもつために本書から学ぶことは大変多い。戦後分かれた東京都社会福祉協議会の歩みと合わせて理解するとよりよいだろう。巻末に資料として座談会、組織と事業の変遷、年表などが収められている。大著だが、広く社会福祉の発展をめざす方々に是非読んでほしい書である。

(東京都福祉事業協会・1996年3月刊・非売品)

(永岡正己・日本福祉大学教授)

川口和子他著

『私たちのめざす平等への道』

本書は、出版社によると売れ行き好調ですでに第3版を重ねたとのこと、全国的に学習会のテキストとして大いに活用されていることを示している。

現在、労働省・婦人少年問題審議会で均等法10年の見直しと財界の規制緩和要求による「女子保護規定」撤廃が審議されており、7月に中間まとめが発表された。年内には最終答申が出され、97年の通常国会に法案提出・国会審議という見通しであり、最

終段階に入っている。中間まとめに対する意見提出がおおよそ2万通の膨大な数となった模様で、均等法・「女子保護」問題は国民的な関心を集めている。

本書が発行され、均等法の実効ある改正と女子保護規定改悪を許さない全国的なたたかひが広がっている。全労連女性部の闘争委員会の設置で組織的な運動が展開されていることもその一翼を担っているが、女性団体や全労連以外の労働組合の動きも活発になり、労働省への意見提出に表れているように、まさに財界の要求とのせめぎ合いが全国的に始まっている。このように本書の発行は、男女平等実現・女性の働く権利を守り発展させるための歴史的な重大な時期に、職場で地域で学習会テキストとしてたたかひのエネルギーを掘り起こし燃えあがらせていくのに大きな役割を果たしているといえる。

本書は、まず均等法施行後10年の女性労働者の働き方の変化や実態をもとにその実効性のなさを浮き彫りにし、どこをどのように改正すればよいかを明確に示している。さらに、「母性保護の確立」が男女平等に働くことの基盤であること、現段階で女子保護規定撤廃はその基盤を崩壊させることを、国際的な流れと日本の役割分業が根強く残る社会の実態を踏まえて語り、職場の疑問に答える説得力がある。それは財界・政府の戦略を学ぶなかでさらに鮮明になる。最後に、運動の方向と課題を労働運動の現状や女性団体などのパワー溢れる活動に生かせるように提起している。まさにたたかひを広げる学習のテキストそのものであり、総合的にまとめられてあるこの1冊は、職場・家庭の実態と企業の働き方をかみ合わせ討論することで、たたかひの輪を広げていく。

男女平等・女性の地位向上は、たたかひとるものであり、立ち止まっていると奪われるものである。日本の政治は財界・大企業本位であることが今回の選挙戦でも明らかになった。労働組合のあるなしに関わらず、公務・民間を問わず、すべての雇用形態の男女労働者が、総力を上げて闘うときである。ぜひ大勢の国民が本書を役立ててもらいたい。

(学習の友社、1996年6月刊・900円)

(池田靖子・全労連幹事・女性局長)

第21号 (1996年冬季号)

- 北京女性NGOフォーラム'95と第4回世界女性会議が示したもの……………伊藤 セツ

特集 ●日本資本主義の現状と労働者

- 転換期にある日本経済……………米田 康彦
■組織的金融犯罪としての銀行不良資産……………熊野 剛雄
■雇用・失業の構造変化と雇用政策……………丸谷 肇

国際・国内動向

- 日独労働問題共同セミナー……………徳山 重次
■TUCの現段階と全国最低賃金会議……………山中 敏裕
■社会開発サミットのフォローアップと労働組合運動の課題……………小森 良夫
■福島県における産業空洞化と地域破壊の実態……………小川 英雄
■政府の“雇用無策”へ高まる不安と怒り……………草島 和幸
～深刻化する阪神大震災の大量失業～

- 書 評 ●猿田正機著『トヨタシステムと労務管理』……………平沼 高

- 岩田正美著『戦後社会福祉の展開と大都市最底辺』……………庄谷 怜子
●木元進一郎監修・労働総研編『動揺する「日本的労使関係」』……………平尾 武久

- 新刊紹介 ●田沼肇著『私のなかの平和と人権』 宇和川 邁 ●愛知労問研・女性労働部会
編『学生の就職実態アンケート』 坂井 希 ●依義文・石山久男著『高校教科
書検定と今日の教科書問題の焦点』 森下 昭平

- 総目次 (第17号～第20号)

第22号 (1996年春季号)

- ナショナル・ミニマムの確立と日本の最低賃金制運動……………黒川 俊雄

特集 ●「新保守主義経済学」と日本の労働者

- 「新保守主義経済学」と日本における規制緩和と万能論……………小谷 崇
■島田晴雄「新産業雇用創出論」批判……………北野 正一
■反動的政治経済学と労働運動……………藤吉 信博

国際・国内動向

- ベトナムの新しい労働法典……………芹沢 寿良
■男女雇用機会均等問題研究会報告に関連して……………坂本 福子
一均等法・労基法改悪をめぐる動き—
■ワーキング・ウイメンズ・ネットワーク(大阪)の発足……………越堂 静子

- 書 評 ●飯盛信男著『平成不況とサービス産業』……………中原 弘二

- 井上英夫・上村政彦・脇田滋編著
『高齢者医療保障—日本と先進諸国』……………野村 拓

- 新刊紹介 ●片岡昇他編『労使紛争と法—解決への道』 斎藤 周 ●鈴木勉他編『高齢時代の
地域福祉プラン』 村田 隆一 ●日野秀逸著『保健活動の歩み—人間・社会・
健康』 儀我壯一郎

●日本の労働組合をどう見るか……………大木 一訓

特集 ●女性労働者の状態と男女平等要求—均等法の見直しにあたって—

- 女性労働者の状態と均等法闘争の課題……………笹沼 照子
- 男女雇用機会均等法改正の課題……………今野 久子
- ドイツの男女雇用平等法制……………斎藤 純子
- 均等法をたたかって……………岸本 直美

国際・国内動向

- アメリカとメキシコの労働者の国際連帯……………ロビン・アレクサンダー
—UE-FATの戦略的組織化同盟—
- ジョン・マニング氏研究所訪問……………金田 豊
- ドイツの労働協約交渉で何が起きているか……………宮前 忠夫
—「雇用・立地同盟」下で急速に推し進められる
企業負担・労働条件の切下げ—
- 全労連の「解雇を規制する法律制定」運動……………佐原 忠連

書 評 ●角瀬保雄著『現代会計基準論—批判から提言へ—』……………筒井 晴彦

新刊紹介 ●益子純一編著『検証レッドパージ—電力産業労働者の闘いと証言—』 二瓶 英夫 ●民主法律協会派遣労働研究会編『がんばってよかった—派遣から正社員へ—』 中山 徹 ●就職難に泣き寝入りしない女子学生の会編『超氷河期だって泣き寝入りしない!—女子学生就職黒書—』 村越 洋子

●介護保障と労働運動の課題……………日野 秀逸

特集 ●現代労働組合の基本問題

- 現代労働組合の基本的課題……………芹沢 寿良
- 世界の労働組合運動の現状……………宮前 忠夫
- 膨大な未組織労働者をどう戦列に加えるか……………酒井 謙彌

国際・国内動向

- 第83回ILO総会家内労働条約を採択する……………豊田 太一
—条約批准、家内労働法抜本改正の運動を—
- 都市銀行「リストラ」と金融労働者……………山崎 豊
- 日本農業と農協労働者……………中沢 善治

書 評 ●木本喜美子著『家族・ジェンダー・企業社会』……………笹谷 春美
●坂本重雄・山脇貞司編著『高齢者介護の政策課題』……………浜岡 政好

新刊紹介 ●坂本修・坂本福子著『格闘としての裁判』 清水 明 ●柴田嘉彦著『世界の社会保障』 原富 悟 ●渡辺貞雄編著『21世紀への社会政策』 布川日佐史 ●法政大学大原社会問題研究所編『証言・産別会議の誕生』 西村 直樹 ●増田れい子著『看護—ベッドサイドの光景』 江尻 尚子

編集後記

きのうの大新聞夕刊、一面トップの大見出しは、「橋本首相らに献金7600万——小泉厚相含む10人」というのである。その贈り主がなんと福祉法人なのである。そして今朝の新聞によるとその首相ご自身が厚生官僚の不祥事続発に「激しい怒り覚える」と「次官会議で異例の訓示」をしたというのだからわからない。一体どうなっているんだ!!もうまともな頭ではついてゆけない。巻頭論文は指摘する、「高級官僚、支配的政党の幹部、主要業界」の「鉄の三角関係」が財政を支配し、財政がかれらに「奉仕を余儀なくされている」と。こうした逆転現象自体を逆転させねばならない。

特集「レギュラシオンとは何であったのか」。今回は、ここ約10年わが国経済学、特にわが国マルクス経済学界にも一定の影響を与えて来たレギュラシオン理論をとり上げた。この理論に対し以前から深い関心を抱き、この理論を究明されて来られた3人の方々にご登場頂いた。時宜を得た企画と自負している。

国際・国内動向その他においても時宜を得た、しかもここでもじっくり考えさせられる諸論稿が寄せられている。ぜひ味読頂きたい。(Y.K.)

季刊 労働総研クォーターリー No.25 (97年冬季号)

1997年1月1日発行

編集・発行 労働運動総合研究所

〒114 東京都北区滝野川3-3-1

ユニオンコーポ403

TEL 03(3940)0523

FAX 03(5567)2968

印刷 有限会社 なんぶ企画

頒 価 1 部 1,250円(郵送料240円)

年 間 購 読 料 5,000円(郵送料含む)

(会員の購読料は会費に含む)

振 替 00140-5-191839

シリーズ労働運動

全15冊

編集委員＝荒堀 広＋犬飼 憲＋佐藤三男＋辻岡靖仁＋戸木田嘉久

B6判・定価各1,200円〔税込〕

全15冊セット定価18,000円〔税込〕



【第5回配本】好評発売中

⑥日本の労働運動と全労連

熊谷金道著

激しさを増す労働者への攻撃、転機に立つ日本の労働運動の中で、階級的ナショナルセンター・全労連が果たす課題と新たな飛躍への展望を示す。

⑬大企業の民主的規制とは



池田幹幸著

民主的規制とは何か、大企業の社会的責任とは何か——身近な疑問に答え、民主的規制と労働者・労働組合の役割、日本経済の再建を展望する。

【第6回配本】11月27日発売

⑮民主的労働者論 増田孝雄・佐藤光雄著

——教員、自治体労働者

〈既刊〉

- ①人間らしい生活と賃金 牧野富夫著
- ②人間らしい労働と時間短縮 西村直樹著
- ④はたらく青年の現状と生きがい 中田 進著
- ⑤労働組合とはなにか 猿橋 真著
- ⑦私たちには、こんな権利がある 菊池 紘・吉田健一著
- ⑧憲法を職場に生かす 犬飼 憲著
- ⑨社会保障と労働者の暮らし・権利は 草島和幸著
- ⑭中小企業の労働運動 金田 豊著

The Quarterly Journal of
The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.25 Winter Issue

Contents

- * Will Democracy be Restored in Japan's Finance? Akira Uchiyama
Special Article : What was Regulation?

- * The Theory of Regulation and Japanese Workers Hiroshi Koizumi
* Some Thoughts over the Theory of Regulation Fusao Shimoyama
* The School of Regulation and the Contemporary Economics Isamu Kitahara

Information at Home and Abroad

- * A Revision of ILO Convention No.96 (Convention concerning
Fee-charging Employment Agency) Kazumichi Goka
* Job Insecurity in America
—The New York Times has a Special Number on the Question—
Kumiko Kikuchi Nakano
* International Year for Poverty Eradication
—A Thought over the Death of an Aged Mother and Her Son
from Huger, in Tokyo— Masaaki Ogawa
* Okinawa Now Shinichi Minema

The Forum:

- * My Impressions of "RODO SOKEN Quarterly" No.24 Kei Kanamitsu

Book Review:

- * "Privatization of Public Enterprises in Germany after
its Unification" by Tohru Sakurai Hiromi Tamamura
* "The End of Work" by J. Rifkin Yuji Katoh

Introduction of New Publications:

- * "A Trend to Change Social Security to an Insurance-oriented
Project, and the Public Nursing Insurance" by Yoichi Aizawa Mitsuteru Tsuda
* "75-Year History of Tokyo-to Welfare-Work Association" Masami Nagaoka
* "A Road to Equality as We Have in Our Views" by
Kazuko Kawaguchi and Others Yasuko Ikeda

- * Table of Contents (RODO SOKEN Nos.21-24)

Edited and Published by
The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)
Union Corp. 403

3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114
Phone : 03-3940-0523 Fax : 03-5567-2968

季刊 労働総研クォーターリーNo.25 頒価1,250円 (年間購読料5,000円)

(会員の購読料は会費に含む)